

1. 議事日程（平成29年第1回北広島町議会定例会）

平成29年2月10日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第1号	北広島町まちづくり基本条例
日程第2	議案第2号	北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
日程第3	議案第3号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号	北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号	北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
日程第8	議案第8号	北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第9号	芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第10号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第11号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第12号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第13号	北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第14号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
日程第15	議案第15号	第2次北広島町長期総合計画の策定について
日程第16	議案第16号	平成29年度北広島町一般会計骨格予算
日程第17	議案第17号	平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算
日程第18	議案第18号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算
日程第19	議案第19号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算
日程第20	議案第20号	平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算
日程第21	議案第21号	平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算
日程第22	議案第22号	平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算
日程第23	議案第23号	平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算
日程第24	議案第24号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算
日程第25	議案第25号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算
日程第26	議案第26号	平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算
日程第27	議案第27号	平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算
日程第28	議案第28号	工事請負契約の締結について (（仮称）戸谷集会所新築工事)
日程第29	審査報告	陳情等の常任委員会審査報告

- 日程第30 陳情審査 陳情第1号 平成29年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
 日程第31 陳情審査 陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書
 日程第32 発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 加計雅章	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
8番 室坂光治	9番 中村勝義	10番 伊藤久幸
11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸	13番 蔵升芳信
14番 田村忠紘	15番 美濃孝二	16番 大林正行
17番 宮本裕之	18番 藤堂修壮	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 多川信之
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 藤浦直人	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 浅黄隆文
消防長 田辺弘司	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 林秀治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦誠 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達してお

りますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第1号 北広島町まちづくり基本条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第1、議案第1号、北広島町まちづくり基本条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、真倉議員。
- 1番（真倉和之） 1番、真倉です。2点ほどお伺いしてみたいと思います。初めに、この基本条例で協働のまちづくりのルールがつけられました。住民が参加する権利、情報の共有の権利を持つことになりましたが、住民の権利と役割、議会と執行機関の役割と責務が明確にされましたが、制定されただけにとどまらず、どういうまちづくりに生かしていくことが重要で、住民にどのように周知を徹底されていくのか。住民は何をすれば意識統一をできるか。住民の意識改革はどのように取り組まれるのか、1点ほどお伺いしてみたいと思います。2点目です。まちづくり基本条例で、行政職員は、まちづくり活動への参加と役割と責務となっていますが、積極的に地域に出て地域活動に参加されるべきで、地域担当制への導入を真剣に検討すべきであると思いますが、最初は、旧4町にある地域協議会には、早急に必ず各1名の配置をすべきではないかと思いますが、行政の推進役である職員はどのような形でのまちづくりへの活動と参加を考えておられるのか、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） まず、まちづくり基本条例、これをどういうふうに周知していくのかということですが、周知につきましては、まず、この基本条例につきましては、基本的な理念を掲げたものでございます。この考え方につきましては、これから広報、あるいはきたひろネット等々通じて、まずは、制定の趣旨を周知していきたいと思っております。その後、住民、あるいは地域協議会、振興会等との懇談会、意見交換会を持ちながら、このまちづくり基本条例の持つ意味と、今後どうしていくのかということをお話をしていきたいと思っております。これをもって、住民あるいは地域協議会等がどういうふうにならなければならないのかということですが、これは、正にその意見交換、懇談会の中で、その方向性を見出して共有していきたいと思っております。期間的には、この1年間をもって、そこをしっかりと話をし、ガイドラインということをお話させていただきましたけれども、そういうものを作成、目に見えるものを作成していきたいと思っております。2点目の職員の関わり方ですが、まず、4地域の地域協議会ということがありますが、基本的には、この4地域にお話をしていくというのが最初だと思っております。その後、振興会単位、旧小学校区単位、そこから辺のくくりはまた地元の方とお話をし、その単位で進めていくのかということはあるかと思っております。そういう形で、まずは入っていきたく思っています。職員の関わりは、その中で、どの程度関わっていくかというのは、先ほどのガイドラインも含めて考えていきたいと思っております。専任職員の配置の時期、これはまた組織等との関係もございまして、まずは、事務の中で、担当を明確にして進めながら、配置あるいは組織についても同時に地元の協議の中で、並行で考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） いろいろと答弁をいただきましたが、いろいろと町民の意見を聞かせていただいたりしますと、今言われたような広報きたひろしま、あるいは懇談会等で町民へ徹底していきたいということではありますが、結局これを見ると、町民の役割の荷が多くなっていくことは確かなんです。ここらを町民へどのように周知徹底して、協力していただく体制をつくっていくかということが一番だろうと思いますし、2点目の分については、ここへご意見をいただいております。まちづくり条例のポイントは、これいただいているの、皆読んでみますと、行政の職員は、条例では、町の職員まちづくり活動への参加を役割と責務としているが、積極的に出て、地域活動に参加すべきであると。地域担当制の是非は、最低でも平成30年度には各地域の協議会へ張りつけておいていただきたいという意見をいただいております。それだけ、今の答弁では具体的なものは、2番目の分が出てきませんでした。最低でも地域協議会へは、1人の担当つけて、立てるぐらい気持ちで、このまちづくり条例を成功させていくためには是非してほしいということですので、そこらのお考えをお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この条例では、おっしゃられましたとおり、町の執行機関の役割、責務ということも明確にしております。その中で、町職員は、まちづくりの専門スタッフとして職務遂行に努めるというふうなことも掲げております。ということで、その地域担当制がどういう形になるかわかりませんが、積極的に関わっていくという姿勢はここで打ち出しているものでございますので、その関わり方については、明確にはこの場では申し上げることができませんけども、積極的に関わりながら、組織と職員の配置、これもしっかり考えてまいりたいと思います。

○議長（藤堂修壮） ほかに、15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この周知の問題で、もうちょっとお聞きしたいんですが、先日の全員協議会で、内容を分かりやすく示したものをできるだけ早く住民に周知するようにとの要望がなされましたが、どのように考えておられるか伺います。それで、そのときに、今月の区長文書で間に合うようにというような話を聞いたように思うんですが、具体的な話を聞かせてください。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この条例の周知の方法でございますけども、まずは、今回これが議決されましたら、直近の区長文書で、この内容を分かりやすく示したものを各戸にお配りしたいというふうに思っております。また、広報では、今思っているのは、シリーズ物で、この条例の内容、それと状況に応じた進捗状況も含めてシリーズ物でお知らせをしたいと思っております。また、きたひろネットでは、また同様なものをお知らせするというふうなことで、今考えております。この3つの方法でまずはお知らせをしたい。その後については、また直接住民とのお話の中で、直接顔を合わせながら話をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 分かりました。先ほどの説明で、旧4町の地域振興協議会にまずは話をし、相談をしたいということでしたけども、まちづくり総合委員会の中に代表の方が来られてましたけども、このまちづくり基本条例について、提案はされましたが、審議は十分できてないんで、4地域の振興会の人たちを一堂に会して、それでもって具体的にどういうふうに進め

ていくかというのを個別でなく、まずやってみようかなというふうに思うんです。そこでお互いの意見を聞きながら、さらに進めていくというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 各地域協議会につきましては、現在もう既に、個別にはありますけどもお話をさせていただいております。この条例制定に向けての考え方、趣旨、今後の取り組みということで、個別にお話をさせていただいております。それでスタートしておりますけども、その後につきましては、今お話があったような意見も出されておりますので、そこはできるだけ、これが幅広く周知していただき、有効に進んでいくというふうな方法を取りたいと思っておりますので、一堂に会しての話も含めて、必要があれば、個別の振興会のところも含めて幅広く話を進めていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田です。1点ほどお伺いいたします。住民自治組織でありますけども、23条の第3項、自治組織の定義、要件でありますけども、目的、名称、事務所の所在地、代表者などを明記した規約を定めていることというふうに定義をされています。これは、現在の地域協議会のことを示すのか、それ以外のことも入ってくるのか、その点をお伺いします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この地域自治組織の定義、考え方でございますけども、これは、今ある地域協議会、振興会、これは当然念頭に置いたものでございますけども、そのほかNPO法人でありますとか各種団体、地域に根差した団体があるかと思えます。そこら辺も含めて、幅広い団体とあわせて地域コミュニティの活性化、あるいは維持というふうなところも進めていければというふうに思っております。

○議長（藤堂修壮） 2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 幅広いところで捉えておられることで安心いたしました。一つ危惧いたしますのは、自治組織というまでもなく、いろんな団体というのが活動しております。町内各地で。しかし、そうした代表者とか規約とか、そういったことはないところもございます。住民自治組織というのは、この条例の中の一つの底流に流れるベースになるものでございますが、ここで自治組織の役割、24条の第3で、自治組織は云々と、組織の決定を経て町長に提案することができるかとありますけども、こうした所在地とか代表者の事務所、代表者を明記したものの、規約を定めてなければ、そうした自治組織とみなされないわけにありますから、町長に提案等ができないわけにあります。そういうふうに読み替えることができますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この条例につきましては、基本的な理念、形を示しております。この大きな流れとして、こういうふうな位置付けられた団体からの意見はきちんと提案を受けて進めていきますというものが大きな流れとして、条例として掲げておりますけども、その他の団体、あるいは個人の方、いろんなご意見をお持ちだと思います。これまでもその意見をお聞きしながら進めてきたところでございますので、それを否定するものではなくて、この条例につきましては、大きく地域というふうなくくりの中でコミュニティを進めていくというふうな流れを示したものでございますので、これまでどおり、いろんな方々のご意見についてはお聞きしながら、尊重して進めてまいりたいと思っております。

- 議長（藤堂修壮） 2番、中田議員。
- 2番（中田節雄） 企画課長、今、ちょっと非常に苦しい答弁のように聞くわけでございますが、ここにきちんと明記してあるわけです、条例の中で。自治組織は云々とありまして、組織の決定を経て、町長に提案することができるということでもあります。要するに自治組織というのは、目的、名称、事務所の所在地、代表者を明記した規約を定めていることと、きちんとした明記されているわけですから、その点について、ちょっと無理があるのではなかろうかと思いますが、副町長、いかがお考えですか。
- 議長（藤堂修壮） 副町長。
- 副町長（空田賢治） この規定は、自治組織のことに規定しておることで、そこで読むのは厳しい部分がありますが、そもそも団体の方は住民でありまして、住民が10条、11条で、まちづくりに参加する権利ということで、まちづくりに対して住民が意見を言うことができるというのは、ここで担保されているわけですから、そこで読んで、決して幅広く意見を聞かないということではないので、その中で含まれていくものだと思います。たまたま、地域自治組織については、こういう取り決めをしておりますけれども、そこで住民の意見は聞けると。団体の方も住民であるから、それについては、まちづくりについて意見を申す権利があるというふうに解釈しております。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（藤堂修壮） 挙手多数です。従って、議案第1号、北広島町まちづくり基本条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第2、議案第2号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第2号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第3、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第4、議案第4号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第4号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第5号 北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第5、議案第5号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第5号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第6、議案第6号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと

認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第6号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第7、議案第7号、延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第7号、延滞金又は遅延損害金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第8、議案第8号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第8号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第9、議案第9号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第9号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及



び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第10、議案第10号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。17番、宮本議員。
- 17番（宮本裕之君） 17番、宮本でございます。この条例は、現在、介護保険法による通所事業をホリスティックセンター、仙水園の2カ所でやっていたものを1カ所、仙水園に集約するというものでありますが、内容的には、今までの通所事業より介護保険法の全般事業、また、障害者支援法による全事業と幅広く事業が展開できるということで、内容的には、ぱっと見れば、あついいのかなと思われそうですが、やはりホリスティックセンター、これは平成6年に保健・医療・福祉、いってみれば、総合施設として、この三位一体の役割を果たし、これは全国的にも注目されて取り組まれてきて、多くの視察者も訪れておられます。こういった意味で、地域の人は、これは福祉事業のサービスが低下するんじゃないかという、極めて危惧されている方も多くいらっしゃいます。そこで、これ担当が福祉課と保健課に関わると思うんですが、そういったサービスの後退は絶対ないんだと。それ以上に増してサービスが提供できるんだということがきっちり説明していただけるものなら説明していただきたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） ホリスティックセンターの今後の事業の展開についてですけども、指定管理者であります社会福祉協議会と協議しながら、主に次の事業を展開できるように、その可能性を考えておるところです。1つは、介護保険法に規定します訪問介護事業所の芸北サテライトとしまして、雄鹿原診療所を中心としました看取りや緩和ケアに対応できる専門性の高い事業所を今後目指していきたいと。それから2つ目は、就労支援B型事業所であります障害者支援センターサークルの支所的事業所としての展開、そして、地域ニーズに応じたさまざまな福祉事業ができるよう考えてまいりたいと思います。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課から、介護事業についてお伝えさせていただきます。通所介護事業所を1カ所に集約するという点についてでございますが、芸北地域の通所事業所を維持・継続していくための判断と理解しております。芸北地域は、町内の他の地域に比べ、とても移動距離が長くて、あわせて介護人材が不足しております。また、介護報酬の単価引き下げにあわせて、介護事業所の収益もなかなか上がりにくい状況にあります。そのため、新たに民間の介護事業所が参入するのがとても難しい地域でございます。しかし、現在ある通所の事業所は、本当に芸北の方にとってはなくてはならない事業所でございますので、保健課としては、引き続いて集約される形になりますが、この通所事業所が維持継続できるように事業所の方に伝えていくつもりでございますし、またあわせて、保健課としても通所の事業所がご利用者様にとって、自立支援に向けた地域での在宅生活をしていく上でのサービスということを理解し、

事業所のほうと一緒に、ご不便をかけないように、引き続いてご支援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之君） 自信を持ったというところまでの答弁には聞こえなかったんですが、やはりホリスティックセンターの中の福祉部門、ここは寂しくなるんじゃないかと、人も少なくなる。やはり医療と福祉と保健部門が三位一体で取り組まれてきたこの流れをしっかりと継続する意味では、このサテライト機能を充実したものにしていかなければいけないと思いますので、そこら辺を含めて、診療所を含めた芸北地域の医療は、今、東條先生が取り組まれているように、在宅における保健、医療、介護という、今のハード面からソフト面の事業展開もされておられます。こういったところも大きな全国から注目を集めている。視察も訪れている。東條先生は全国各地でそういう講演もされている。こういった全国から見てもすばらしい、ホリスティックセンターのこれまでの経過を、残念なことに後退したなど地域の人が見られないような取り組みをしっかりとやっていただくことを強く要求して質問は終わるんですが、決意をちょっと、決意が見られない、しっかりとやっていきますという決意を表明していただいて、私の質問は終わります。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） このたびの条例改正につきましては、正にホリスティックセンターの医療・福祉・介護の拠点ということ強化するという内容でございます。ご指摘のあった通所事業の集約というものは直接条例には関係ございませんけれども、今回の取り組みの中で考えていることの一つでございます。ホリスティックセンターのそういう介護としての拠点の強化を図る中で、効果的・効率的なサービスということの一環として、たまたま集約という形をとるんですけれども、介護、芸北地域の拠点として、医療・介護・福祉の拠点として、ホリスティックセンターの機能については充実を図るようするための条例でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 町民の健康水準の向上、疾病等の治療、そして福祉の向上等を目的として設置されたものですから、その設置基準に基づいて今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 芸北地域の現状でありますとか、今後の推計も含めまして、いろんな課題を把握しながら、保健課、福祉課、あわせて芸北ホリスティックセンターの職員と、また地域の方と一緒にしまして、今後ともサービスの低下につながらないように取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） こういう状況に至った要因の一つに、平成27年度の介護保険法の改正というのが考えられる。町としては、社会福祉協議会のほうに事業を委託しているものがほとんどであります。片や、民間もしっかりと頑張っている。町の考えとして、社会福祉協議会は補助をしているのも事実であります。こういう保険法の改正によって、全ての事業所、社会福祉協議会も民間の事業所も厳しい状況になっているのは間違いないわけです。そこで、本町として社会福祉協議会並びに民間の方への支援、そういったところを今後どういうふう考えていこうとされているのか。その点についてお伺いいたします。

- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課としては、介護人材の確保、これが一番の課題とっております。介護人材、特に芸北地域の介護人材のことが一番大きいですので、今後は介護人材の確保に向けての取り組みに積極的に町としては取り組んでいく所存でございます。あわせて介護人材のスキルアップ、お一人お一人、特に最近では認知症の方のご利用も増えておりますので、認知症の方への対応でありますとかご支援についてのスキルが上がるように、保健課としても研修とあわせて事業者と一緒に取り組んでまいります。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 今、保健課長の答弁は、今定例会に提出されている新しい事業ということも言われたんだと思うんですが、そういったところで、ただ、そういう補助事業、研修に対する事業であります、もとななる人材といえますか、人がなかなか少ない状況にあるというのは現実でありまして、特に芸北地域の皆さんにはそういう、希望者がどれだけおられるかというのが逆に心配であるというのが思います。しっかりPRしながら人材育成ということをしっかり掲げていただきたいと思っております。以上であります。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第10号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第11、議案第11号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。この提案は、南方小学校の跡地利用ということで、今後、指定管理に付するものであるということですが、まず、2つあると思えますけれども、まず1点は、南方コミュニティ広場という第1点、それから2点目が南方屋内運動場、屋内運動場ですから、体育館だろうというふうに思うんですけども、最初に言いましたコミュニティ広場というのは、何を指しているのかというのをまずお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 地域の健康ですとか、そういった、あとはふれあいだとか、そういったものを促進するというか、そういう施設としてコミュニティ広場ということになります。ですので、今まではコミュニティ広場の中には屋内運動場というのはなかって、今回が初めてなんですけども、屋内運動場ということで、この施設もここへ位置付けさせていただくということでございます。

- 議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） そういうことをお聞きしたのではなくて、何を指すのかという、そのコミュニティ広場というのが例えばグラウンドと、学校として使っていたわけですから、教室を含む調理場とか、そういうものをお示しいただきたかったんですが、どうですか。
- 議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 議員おっしゃるとおり、学校の元校庭、それから今回のここにもありますけども、屋内運動場、それから校舎等も今後入るといことも想定はされると思います。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） コミュニティの関係もございますので、企画課のほうからお答えさせていただきます。この南方コミュニティ広場につきましては、指定管理に出すために、前回この旧南方小学校のグラウンドについて、このコミュニティ広場という位置付けをさせていただきました。位置付けをさせていただいて、そのグラウンドについて指定管理にしたものでございます。今回は、南方屋内運動場として旧体育館、この体育館をあわせて指定管理にしたいということで、この項目は2つに分かれたということでございます。校舎の利用につきましては、また今後の検討課題ということでございます。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今、整理をされてお伝えをいただいたんで大体分かりました。ですから、またさらに、今指定管理にお願いしているものを拡大をして指定管理にお願いするという状況であろうというふうに思いますけども、校舎が今からまた考えていくというふうなことでありますけども、校舎も十分にまだ使える年数の中にあるんだろうというふうに思いますけども、今まで、それこそ有害鳥獣が増えて、何とかその有害鳥獣のものをジビエで利用していきたいというふうなことが、この場でもいろいろと出ましたけども、そういうことに使うための、例えば校舎の中にある給食室の施設をそういうふうな状況で使うというふうな方向に、話がいきかけているというふうにもお聞きしている部分がありますが、そこら辺も含めての指定管理にというふうな状況、あるいは広場に一体として考えるというふうなことがあるのかないのかというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 学校の跡地利用ということで、企画課のほうで、ある程度の取りまとめをしておりますので、企画課のほうからお答えさせていただきます。旧南方小学校の校舎につきましては、地元の方ともお話をさせていただいて、いろんなご意見、希望が出ております。それは今のような話もございますけども、また近くにある集会所の活用も少し手狭な部分もあるというふうなことで、一部を教室であるとか、そういうところに使いたいというご希望もございます。ただ、校舎自体はかなり大きなものでございますので、それ全体を使うということになれば、なかなか課題といたしますか、一部使用というふうなことも出てきますので、そこら辺も整理し、地元のご希望もしっかり聞きながら、今整理をしている途中でございます。
- 議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟です。今のを聞いて、関連をして質問させていただきたいと思うんですが、昨年、長期総合計画の特別委員会で、南方地区の皆さんの意見を聞かせていただく機会がありました。その中で、もちろん校舎等もいろいろ案内をしていただきました。一

部は図書館というふうなことに地元の方が寄附を募って、図書館というふうな形にも使われるようでした。中には、まだ子供たちが使っていたころの机とか椅子がごみのように積まれていると。大変校舎の中に入っても見苦しいし、何とか早くしていただきたいというふうな意見も出されました。利用するたびに、まだ教育委員会の所有なんで、教育委員会のほうに、その都度申請をして許可をもらわなきゃいけない、大変手間な形になっておるといふふうなご意見もいただきました。そういった内容を委員会のほうで企画課のほうにもお伝えをしまして、状況はよくご理解をいただいているんだと思いますけども、極力早く、今いろいろ協議をしておるといふことですが、今年の夏ごろの話であります。早急に結論を出されて、南方地区の方が使い勝手のいいような、有効活用ができるように、もう少しスピード感をもって取り組みをしていくべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この跡地利用につきましては、早目に整理をして活用の方法を見出したというふうな思いはございます。その中で、地域の方ともお話をしておりますし、いろんな意見いただいておりますけども、多種多様なご意見がございまして。それぞれのご意見がいろいろあるというところで、それを全てかなえていくというふうなところはなかなか難しいところもございまして、今、地域の振興会等で協議をされている場にも、うちの職員が出向いて、一緒にお話を聞きながら、そこら辺の方向性を見出そうとしております。できるだけ早い段階で、地域の思いが意思統一できるというふうなところをとらまえて方向性も見出していきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第11号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第12、議案第12号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 大朝中学校体育館を社会教育施設ということになります。管理については、どこが管理するのか。中学校も共有して使用するということでもありますから、その辺のところの時間制限というか、管理に基づく使用が楽にできるのか、その辺の2点についてお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） これまでも管理は大朝支所の方が窓口になって貸し借り等々については行っていたと思うんですけども、改修後も引き続きそのような形になるかなど。その使

用については、管理についてはそうなると思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） この体育館につきましては、以前から中学校、そして町民の方が利用していただいている状況がありますけども、その中で、中学校の利用については、今までどおり実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第12号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第13号 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第13、議案第13号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。

本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第13号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について

○議長（藤堂修壮） 日程第14、議案第14号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第14号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時10分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 55分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 第2次北広島町長期総合計画の策定について

○議長（藤堂修壮） 日程第15、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の策定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田です。計画の細部については、とやかく言うことはございませんけども、この第2次北広島町長期総合計画でございますが、ぱっと見たときに、どういう町をつくるのかということがなかなか見えてこないわけでありまして。これは計画の中身ではなくて、全体の構成に係る部分かと思っておりますけども、ずっとめくって行って33ページ、第2章、ここで初めて、めざすまちの将来像ということで、新たな感動・活力を創る 北広島～人のチカラがあふれるまち、というのがここで初めて出てまいります。やはり計画という、この長期総合計画ですから、どういった町をつくるのかということが、冒頭にまず見えてこなければならぬ。表紙の段階で、そういったことがここに出てくるのかどうか。私も役場で、企画課を10年ほど経験して、多くの計画をつくりましたけども、大体、ぱっと見て、あっこの町はこういう町をつくるんだというスローガン、ビジョンというものがここに出てくるわけでありまして、33枚もめくらなければ、これが出てこないということです。もっと分かりやすくするために、まだこれ印刷製本できておりませんが、どういったことになってくるのか、これがちょっとよく分からない。もっと冒頭に、このスローガンが出てくるべきではなからうかと思っております。それと、このスローガンの文字のポイント、これと施策分野、例えば44ページ、施策分野I、みんなで創造する実りと活力のあるまち、このポイント数比較しますと、施策分野のほうが大きいわけでありまして、字のポイントが。スローガンが小さく見える。こういったことに関して、中身に関してはいいんですけども、全体の構成、こういったことについて、どういったお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 長期総合計画のつくり方でございますけども、今回提示させていただいたものは、その中身を提案して、理解し、議決をいただくというものでございます。これから製本に入るわけなんですけども、その製本段階で、今、表紙等、それに附属してつけるものを整理しております。このスローガン、めざすまちの将来像のスローガンとしては、表紙のほうで大きくあらわしたいと思っております。それと概要版もあわせて作成をする予定としております。これもこのスローガン、これが分かりやすいように、めざすまちが見えやすいようにと

いうことで、今作成をしているところでございます。その作成のところ、これをしっかり打ち出しをしていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 製本印刷する段階で、そういったことを考えていくということでございますが、計画自体は、なかなか文章表現が多くて、なじみにくいといえますか、そういったものになりやすいわけでありまして。挿絵とかそういったもの、これは随所に入ってくるわけです。日本の文化としてアニメーション、いわゆる漫画ですね。そういったものを取り入れて親しみやすくされていく思いはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 中身を分かりやすく表現していくということで、挿絵でありますとか写真を活用するというのは非常に大切なことで、分かりやすくなると思っております。多少の挿絵は、ここには入れておりますけれども、また写真と挿絵も含めて、今考えております。特に写真等入れれば、かなりイメージは変わってくるのかなというふうに思っております。また分かりやすいということで、概要版というもの、これが一番分かりやすいものになるのかなと思っておりますけれども、それにつきましても、今のような分かりやすい、挿絵等使ったものでつくっていくというふうなことを思っております。

○議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 34ページになりますけれども、新たな感動・活力というところでございますが、その下段にもありますように、あらゆる産業の振興というふうな表現がございます。以前のこの本会議でもいろいろとお話がありました窓口対応ということで少し話をさせていただきたいと思いますが、我々議会のほうも特別委員会を立ち上げて、各4地域ではございますけれども、いろんな青年の方、地域の方と話をすることをきっかけにしました。その中でも、やはり、それぞれのさまざまな分野での窓口の話が、どうもよくないと。挨拶もないというのは今までもありました。私が言いたいのは、例えば、私がこういったことをやりたいと、こういう事業はないでしょうか。こういう県の事業、補助事業、国の補助事業はないだろうかというような話を持ちかけたときに、職員の皆さん、どうやっていくか。いや、それは正しい事業ですね、いや、私も一緒に頑張っていきましょうというのが普通の窓口じゃないかと。あるいは子供のこと、あるいは福祉の関係にしても同じだと思います。一緒になって考えていきましょう。一緒に努力していきましょうという言葉が出れば違うんだというふうに地域の皆さんと話をすることで感じっております。以前にも話がありましたように、新しい産業取り組みたいけれども、窓口で相談もなく、もうそこで切られたというのも現実的にあった。そういったところで、このあらゆる産業の振興、言葉ではみやすいけれども、そういったところへの取り組みをどう窓口として対応していくかというのが、今から大変必要じゃないかと。町と住民が一緒になって協働のまちづくりをしようという中で、そういう人とのつながりというのを大事にすべきだというふうに思いますが、その点について再度質問したいと思います。それから今後の方向性、47ページから53ページにおきまして、それぞれのあらゆる分野の振興、施策等々のことが載っておりますが、この中で、特に新しい事業への取り組みというのはどの程度あるのか。これは実施計画に盛り込むということも当然あるとは思いますが、基本計画の中でもやはりある程度の考えはなくてはならないというふうに思いますが、この点、2点についてお伺いいたします。



○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 1点目のあらゆる産業、いろんなことに取り組んでいくときに、役場の窓口としての対応はどうかということでございますけれども、これにつきましては、以前にもこの場でご指摘があり、お話もさせていただいたところですけども、その場その場で、なかなか即時対応ができない部分がございます、時間をいただいて対応させていただいているようなところもございます。しかしながら、その窓口の対応というものはしっかりしていく、全てが受けて、全てを答えられるというふうなところは、なかなか多岐にわたりますので、難しいかと思っておりますけれども、組織の中での連携を取りながら進めていくというふうなことはしていかなければならないと思っております。また、そこら辺は接遇等も含めて進めてまいりたいと思っておりますけれども、一方で、そういう考え方の中で、協働という言葉が今議員のほうから出ましたけれども、そういう視点に立って進めていけば、おのずとそういうところも意識として出てくるんだろうと思っております。この計画の中で、施策分野Vでございますけれども、住民と行政が一体となって未来を創造するまち、というものを掲げて、協働というものを掲げて進めていこうと思っておりますし、今策定しております行革大綱の中でも、その協働というものは謳っております。また、今回のまちづくり基本条例の中でも、その基本精神を謳っておりますので、そこら辺をいま一度研修も含めて進めて、その対応のあり方についてもしっかりと意識共有を持って進めてまいりたいと思っております。それと、新しい産業の中で、どこに視点を置いて新たなものを進めていくのかということでございますけれども、今回の基本計画につきましては、正に基本でありますので、具体の事業は掲げておりませんが、ここで計画の中で、大きなポイントとして、ブランド化というものを掲げております。北広島町ならではのブランド、これが一点集中の品々のブランドなのか、あるいは北広島町のイメージとしてのブランドなのかということもございますけれども、一つ一つの例えば農産物にしても、子育てでありますとか、その福祉関係にしても、そこら辺を北広島町ならではのものをつくって、個々のブランド化を掲げ、全体のブランドイメージをつくっていききたいというのが大きな新たな取り組みと思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 言葉に表現するのはみやすいと思いますが、現実的にそういう、ひとつ本当にやりたいと思う人とじっくり話をしたり、あるいは先ほど申し上げたように、県あるいは国の事業を取り入れるというところも、しっかりと勉強をまずしていこうというような取り組みをしないと、ああだめですねというようなことでは私は前に進まない。新しい事業だろうが、今やっている事業だろうが同じだと思います。その点は、しっかりやるのが人とのつながり、人の力というところへ結びつくんじゃないかと思っております。再度、それぞれの窓口が反省すべきは反省しながら、新しい取り組みにしていきたいなというふうに私は思うところがございます。今後の方向性については、先ほどブランド化ということで、いろんなブランド化の内容もあると思いますが、そういったところ、それも新しい開発という表現がありますよね。そういったところもしっかりと取り組まないといけないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともそういった人間とのつながりを大切にできる町をしっかりと求めたいと思っております。何か答弁があればお願いします。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 正に、これから協働のまちづくりをしていこうということであります。こう

いったご指摘のあった窓口対応等も、接遇も含め、向上していかなければならないと思いますし、町民に寄り添った対応はなされなければならないと思っております。職員研修も含めて、あるいは意識改革も含めて進めてまいっていかなければならないと考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今、久茂谷議員の関連でございますが、48ページの農畜産物のブランド化の推進という項目があります。私、これ1点、一番気にしてるのが、ブランド化を目指し、高品質の米づくりやというところの文章、私、既に北広島町の米は高品質であると思っております。ただ、日本の今の状況を鑑みますと、人口が減少している。さらに2015年度において、日本の主食は、米からパンに切り替わってるんですよ。こういった状況の中で、さらなる米づくりに対するこだわりを追求していくべきなのか。あるいは北広島町の風土、風習、風味を生かした、違った野菜、養鶏、畜産、新たな水産業、いわゆる広島レモンマス、そういった新たな特産のほうに特化すべきだと。そして北広島町は、北広島町ブランドという、北広島町の産物がブランドだというふうな取り組みにしないと、米のブランドというのは、どこもやってるんですよ、もう。庄原が日本一おいしい米をつくってますけど、そこへ、さらなる挑戦を突きつけていくようなことは私は得策ではないと思います。こういったところをやはり見直すべきで、この北広島町、米はやはり多面的機能を維持するために、水田維持機能は必要であります。だけど米づくりにおけるこれからの目標は、私は違う目線でいったほうがいいんじゃないかと思っておりますが、それについて答弁があれば。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 米づくりも北広島町産の米、おいしい米ということで認知をされておるといふふうに思います。米もそういった位置付けで生産していくというのは、これからも続けていきたいと思っておりますし、そのほかの品目についても当然取り組めるものについては、しっかり取り組んでいくというスタンスで考えていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 町長の今の答弁は全く否定するわけではございません。やはり米づくりは、この町の特産品でいかにやいけない。やっぱり北広島町の米はおいしいねと言われる米づくりは当然せにやいけないんですが、やはりこれからは、もう日本の食文化がごっそり変わって、弥生時代から続いた主食が2015年でがっくり切り替わったという流れ、これどんどんどんどん、米というのは食べられていなくなる。世界のいろんな食材が入ってきて、食文化が入ってきて、そうした中で世界の食材を提供していけるというもの、やはりそうした中では、水を生かした、今、アマゴからサツキマスにして、それを瀬戸内海のレモンの餌を食べさせたマスをまた北広島町の養魚場で飼育したようなもの、こういったものにしっかりと投資していく時代が来ているんじゃないかと思っております。ですから、そういったところを若い人が何とかしてもらえないか、事業化できないかといったときに、もう窓口であっさり蹴られたというようなことは今後は全くしてもらいたくないというのはありますし、こういった取り組みをうちの町はしっかりしていくんだという、新たな産業、これには産学官金がどうしても絡んでくるんですよ。やはり地方創生事業に乗るんだと、これを。私はいけると思いますね。広島県産のレモンマス、広島レモンマスが北広島町で物すごく生産されてブームになっている。非常においしい魚だと。こういったものにしっかり取り組む必要をすごく感じておりますし、それがこの町の生きていく道筋が示されるんじゃないかと。私はそこにこの町の生きる道が出てくると確

信しておりますので、その点について答弁があればお願いします。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 今、提案があったものも否定するものではありません。これから、いろんな角度から新しいものも積極的に取り組んでいくべきだと考えております。いろんな課題もあると思いますが、そういったものも整理して取り組むべきだと考えております。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 13番、蔵升です。この長期総合計画見させてもらおうと、基本構想が10ページで片付けてあります。その後続く5年間の前期基本計画という計画書であります。大体、私も先ほど中田議員が言ったように、総合計画つくった経験がございますけども、この基本構想なんかだと、ぱっと町の将来はこんな町になるよという絵が出るとか、前期基本計画に載ってくるような何か箱物があれば、こんなものを計画しますよとか、目に訴えるものも当然に入ってきたと思うし、もう少し、こんな町になるんだという、この基本構想読んで見えないんですね、全く。それと一番大切なのは、これまでもいろいろ一般質問等する中で、その件につきましては、第2次総合計画に基づきましてという答弁がずうっと繰り返されてきた。この前期基本計画5年間の計画見ても、出てないのが、一番残念なのが地域特性を生かしたまちづくりというのが一つも出てこない。これまでも一般質問でも、地域特性を生かした地域づくりということで質問してきたんですけども、第2次の総合計画には入れますよと答弁がありましたけども、一切載ってない。この広い北広島町をどうやって町をつかっていこうかという基本構想、基本計画なら、必ずや地域特性を生かしたまちづくりというものが出てこにゃいけんのじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 地域特性を生かしたまちづくりということでございますけども、この点につきましては、まずは、これが基本計画ということでありますので、地域を限定したような計画は載せておりません。全体的な分野別の考え方を示しております。その先に向けては、実施計画等で具体の施策を整理をしていきたいと思っておりますけども、基本計画の中でも、先ほどの産業分野の話もございましたが、地域の特性を生かした農畜産物の生産でありますとか、営農、あるいは観光というふうな文言としては、そういうふうな方向性は示しておるところでございます。それをもって、具体には実施計画の中で、その地域を限定したような計画、方向性が出ればというふうに思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 言われることが分らんわけでもないんですが、実施計画ということで、また逃げられる。基本計画に基づいて実施計画をつくれるんですよね。実施計画というのは、単年度計画ですよ。3年なら3年で、毎年毎年ローリングして計画の見直しをしていくということになると思うんですが、こうした長期総合計画なり基本計画に載ってないものを実施計画に載せることはなかなかできないんですよ。やっぱり地域特性を生かすというのも、長期的視点に立って取り組まにゃいけないんですよ。単年度でできるような事業ばかりじゃない、取り組みじゃない。芸北なら芸北地方をどうやっていこうかという謳い文句がこれにないと、具体的な計画ができてこないんじゃないんですか。基本計画にも載ってないということになると。だから、どんな町をつかって、こういう計画なのか定かでないという計画書に見えるんです。そこらあたりは、もう間に合わんのかもしれませんが、じゃあもう1点聞きますけども、これ

まであった新町建設計画、過疎計画、これとの整合性、調整はどういうふうに図っていかれるか、また時期的には、いつごろ基本計画と調整をしていかれるか、また実施計画いつ頃できるのかというのをお聞きをします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 考え方としまして、先ほども申し上げましたとおり、地域の特性を生かしたというふうな考え方は、この基本計画の中にも表しているところがございますので、そこから先について、具体には実施計画ということをおっしゃっていただきました。この実施計画につきましては、3年間の計画をローリングをしていくというものでございますので、この計画は、予算の裏付けをもってつくっていく必要がございますので、そこら辺も見ながら、当初の3年間の計画については、早急に整理をしていきたいというふうに思っております。その中で、新町建設計画でありますとか過疎計、ここら辺の大きな考え方も既に示されているところでもありますし、そこで実際の事業も掲げております。まだ達成できてない事業もございます。そのほか分野別のいろんな計画がございます。産業振興でありますとか、子ども・子育て、あるいは観光、さまざまな基本的な分野別計画もございますので、そこら辺の整合性も取る必要がございます。そこは個々に整理をしていくわけなんですけども、既に始まっている継続的なものもありますので、そこら辺も含めて整理をした実施計画を早急にはつくってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 要は、これをいかに進めていくかということだと思っておりますが、その中で、基本構想の中に、計画の推進方策というのがあります。計画の推進体制ということで、役場の庁舎内に推進チーム、プロジェクトチームをつくっていきますよということで取り組んでいくということが書いてございますし、もう1点は、地域との連携ということで、官民が定期的に検証する仕組みを設けますということでございます。これらを具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 計画の推進体制として、庁舎内に、まずは推進プロジェクトチームをつくって、検証しながら進めていくということでございます。この計画の推進に当たりましては、KPI、目標数値をもって進めるような形にしておりますので、見える形で、そこら辺の検証、進捗状況の確認をしていきたいと思っております。このプロジェクトチームにつきましては、この計画を策定する段階で、幹事会、あるいは実務的なワーキング会をつくっております。基本的には、このワーキング、全庁横断的なワーキングチームがこのプロジェクトチームとして進捗状況を進めていくというふうな思いを持っております。また、地域の連携、官民との連携ということでありますけども、これは、正に協働ということをおっしゃっていただいておりますけども、まちづくり基本条例の中でも、その連携をしっかりとっていくと。そこらあたりの仕組みをしっかりとつくっていくというふうなことで説明させていただきましたけども、そういう体制もつくりながら、この官民連携というものも進めていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この長期総合計画は、11回だと思いますが、まちづくり総合委員会で審議をされ、大体傍聴したんですけども、また、それについて特別委員会でも審議をしてきました。さらには1月当初にパブリックコメントが行われ、そこに対して

も私の意見は述べさせていただきました。そういう点があるんで、その点は省きます。それがないものについて、ちょっと二、三質問したいんですが、一つは、この計画は、今後10年間の北広島町の仕事について計画したものでありますが、裏付けとなる財政計画については、最後に健全な行財政改革を進めていくと、漠然としたものしか示されておりません。今後、国の地方交付税が削減され、公共施設の維持と管理、突然の巨額な水道事業など、町財政がますます厳しくなることは明らかであり、町民も心配をしております。そのため、長期総合計画の基本構想や基本計画、さらには今後の実施計画がありますが、どれだけ実現できるのかというのはなかなか予想できないのが実態であります。財政をどうつくるか、これが決定的にこの長期総合計画の中では重要ではないかと思いますが、中長期の財政計画を示す必要もあると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 長期総合計画に係ります財政的な計画というご質問でございます。事業していくためには当然財源が必要となってまいります。平成27年度から普通交付税の合併特例加算が縮減をしております。そのために、合併時に地域振興基金というものを積んできております。それから過疎ソフト基金もそうです。今後10年間の長期総合計画ということでございますけれども、限られた財源を有効に使っていかねばならないということは当然あります。ですので、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、選択と集中ということは、さらにやっていかねばならないというふうに考えております。財政課としましては、課題もかなりあります。先ほどありましたように、公共施設の老朽化もそうでございます。これから各課が計画を上げてまいりますけれども、その財源につきまして、中長期の財政計画を組んだ上で、裏付けとなる財源の抽出のほうに全力を注いでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） つくっていくということですが、現在、第3次行政改革の大綱作成に向けた審議がされておりますので、これともリンクをしながらしていくと思うんですけども、その後、大体見通し立った中で出すと思われそうですが、実際にどうなんでしょうか。いつごろ出せそうなんでしょうか。もし考えがありましたらお聞かせください。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） ただいまのご質問は財政計画でございますか、毎年、財政計画のほうは当然立てております。決算をまず9月にいたします。それを受けて、確定した時点で、毎年秋ぐらいに計画のほうは立ててまいります。現在、第3次の行政改革ということでもありますので、それに向けて経費の削減ということで、当然にそれに基づいた計画を財政課のほうでも立てていかねばならないというふうに考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今の答弁に補足させていただきます。現在、議員ご指摘のように、第3次の行革計画をつくり、大綱を今年度中につくる予定です。さらに、それに基づく実施計画となります各課の取り組みというのを取りまとめていきます。正に、この行財政改革大綱というのは、この第2次長期総合計画を実施していく上での人の部分、金の部分、そして仕事のやり方の部分等でのどういうふうやっていくかという下支えをする計画になっております。その中で、財政面についてもどうやってこれを実施していくかということについても、その時々

源等の状況も変化がありますけれども、それを踏まえながら、第2次長期総合計画というのをつくる、これをやっていくというのがこれからの町の仕事になりますので、それをさせていくためにどういうふうにやっていくかというのを、その中で明らかにしていきたいと思っています。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） ちょっと質問の仕方があれだったかもしれませんが、今、副町長から答弁あったように、つくるということですが、早目に、早く見通しを立てていく必要があるだろうと思います。最後に、今、北広島町が直面し、多くの町民が不安を抱いているのは、この間ずっと主張させていただきましたように、高齢化する中での集落が維持できるのか、住み続けられるのかということでもあります。長期総合計画では、前期基本計画の施策分野Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまち、施策分野Ⅴ、住民と一体となって未来を創造するまちに今後の方向性が示されていると思いますが、極めて大まかであると思います。今後実施計画において、集落対策、地域づくりのための具体的な計画として、例えば集落対策、まちづくり計画など、そういう構想、計画をもっと具体化したものを策定する必要があると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 集落対策ということでもありますけれども、これについての施策はどうするのかということですが、基本的には行政が主体となってやる部分、例えば社会保障、インフラ、あるいは教育でありますとか防災対策、行政が主体に大きな対策を進めていくという部分と、もう一つは、集落の維持には集落コミュニティ、集落に住む方々が主体となって考えていく部分、課題の把握でありますとか、そういうものがあるかと思います。そこをまず集落の方、地域の方と一緒に考えていただいて、当然協働のまちづくりとリンクしますけれども、そこに職員がともに入って課題把握をして、課題解決に向けての方策を考える。でき得れば、その地域のビジョンというものをつくっていったら、単発的な取り組みではなくて、将来に向けた総合的な取り組みを進めていきたいというふうに思っております。また、その地域が、繰り返しになるかも分かりませんが、小学校区単位なのか振興会単位、または複数の振興会が一緒になったものというものがあるかと思いますが、まちづくりについては、そこも含めて、地域にとって、地域の方がどう考えて、どういうふうに進めていくのかというのが定まらないと、集落維持というものはなかなか難しいと思っておりますので、協働のまちづくりの中で、こちら辺りも時間はありませんけれども、進めていきたいというふうな思いを持っております。その中で、地域ごとのビジョンにのっとった集落対策計画というものができていくだろうと思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 今まで内容的なものを随分含まれてきて、大切な計画だと認識しております。そこでまず最初に、この計画の総事業費はどれぐらいになるんですか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 長期総合計画の全体事業費ということですが、これが新町建設計画のように、個別の事業費を上げてつくっているものではございません。それにつきましては、目指す町をつくるための道筋を立てたものでございますので、その事業費につきましては、実施計画等の中で、事業費が上がってくると思います。全体の事業費が幾ら幾らという

ものを想定してつくっているものではございません。

○議長（藤堂修壮） 10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 29年度にこの長期総合計画の冊子配布されるわけですよね、全戸に。その費用、事業費、分かりませんか。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この計画の概要についての配布の時期と、その予算でございますけども、これは計画自体まとめるものは28年度中、今年度中にまとめて、29年度からスタートするものでございますので、作成は28年度中に作成しようと思っております。全戸には概要版、これを全戸に配布をして、この本編の厚い物につきましては、全戸ということにはなかなかいきませんので、ある程度の部数をもって、主要なところにお配りをしたいと思っております。済みません、その経費、費用につきましては、今手元のほうに押さえておりませんので、お答えすることできませんけども、部数的には、概要版を1万で、本編を1000部ぐらいつくればいいかなというふうなことは思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 概要版を1万戸、一応全戸に配布されるということですね。まだその費用は分かってないと言われるけども、相当な費用かかると思います。全戸に配布して、町民すべからく、中身を見るわけじゃないわけですよね。1割も見たら十分じゃないかなというぐらい、そんなものだと思います。それを一応10年間に一度つくる長期総合計画だから、北広島町の今後はどのように進むのかということを知らしめる意味でも、どういうふうな方法で町民にその中身を知らずのか、計画があればお答え願いたい。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 町民に対しての周知でございますけども、これもこの計画につきましては、これを推進していくために協働のまちづくりの仕組みをしっかりとつくって、この計画を進めていくというふうな考え方、大きな考え方を持っております。協働のまちづくりの中で、先ほども申し上げましたけども、広報でありますとかきたひろ、あるいは区長文書でお知らせをすると申し上げましたけども、その後に町民の方々、地域の団体の方々にも直接お会いして、この協働のまちづくりをお話をするという計画を持っておりますけども、その中で、当然この長期総合計画というものは目指す町の基本的な計画でございますので、その場であわせてお話、説明ができればいいかなというふうに思っております。

○議長（藤堂修壮） 10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 3回ということで忘れておりました。今からのところだったわけですが、いずれにしても、せっかくつくったものを本棚の中にしまい込むようなことでは、せっかく皆さん努力されて、いろんな団体の方、若者も含め、意見の集約をした計画ですので、できるだけ多くの方にこの計画が浸透するように努力願いたい。また、議会としても、そうした方向に持っていければいいかなというふうに考えております。以上で終わります。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） まちづくり基本条例とあわせて、この第2次の長期総合計画、非常に大切な計画であると思っておりますので、しっかり町民の皆さんに知っていただくような努力はしてまいりたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（藤堂修壮） 挙手多数です。従って、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 57分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 平成29年度北広島町一般会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第16、議案第16号、平成29年度北広島町一般会計骨格予算を議題とします。一般会計骨格予算については、歳入と歳出に分けて質疑を行います。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文であります。まず、今回の予算は骨格ということで、本格ではないわけではありますが、そうはいいまして、大切な予算を計上するという同じ意味を持つというふうに思いますけれども、まず、町税が、ページはないんであります。1枚目をはぐって、大まかな歳入というふうにしてある、第1表でありますけれども、一番上が町税で27億円、それから一番下の方にありますけれども、地方交付税であります、それが59億、通常60億ぐらいあるのが59億でありますけれども、それから次のページの最後のあたりでありますけれども、基金の繰入金ということで8億1000万円が計上されて骨格予算が提案されているということであります。通常考えて、骨格予算ではあるにしましても、基金を8億も繰り入れて行っていくのかなというふうに思うわけですが、そういう物事の考えでまずいいのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 財政課のほうからご答弁申し上げます。まず、基金の取り崩しについてでございます。今回の骨格予算で、総額で8億1000万余り取り崩して骨格予算のほう、歳入のほう計上させていただいております。先ほど議員のほうからありましたように、普通交付税についてお伝えしておりますとおり、普通交付税の合併特例加算が27年度から徐々に下がってまいります。交付税について、前年度よりかなり低目に計上のほうさせていただいております。ということがまず1点ありまして、今回、骨格予算ということで、まず、1カ月ぐらい例年よ

り早いんです。国の地方財政計画がまだ定まってない段階での交付税のほう計上しておりますので、その分が財源が若干低いということがございます。その一般財源の不足分につきまして、建設計画に上げております財源が地域振興基金、それから過疎計画に上げておりますソフト部分、これが過疎ソフト基金ということになりまして、その基金の事業目的に合ったものに今回総額で8億1000万ということで、財政調整基金含めて、財源のほう調整させていただいて計上いたしております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 時期が少し早いということで、それこそ骨格予算であるということで歳入は控え目に見ざるを得ないということの中で、今の基金を8億1000万ほど、ここに計上して組み立てているというふうに説明があったように思うので、私もそうだろうというふうには思いました。そこで、これから先のことは分かりませんが、ここずっと10年ぐらいの決算を見てみますと、一番興味がある実質公債費比率であります。27年度決算でいうと、その比率が16.7%であったということでもあります。その後基金を崩してきているということで、2016年度決算、あるいは17年度、今組んでもらっている骨格予算についても、実質公債費比率ということで考えるならば、この骨格予算は、本当に確定ではありませんけれども、どのような数値を示すのだろうかということは不安材料の一つとして思うわけですが、そここのところはいかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） ただいまの実質公債費比率のご質問でございます。先日の一般質問でもご答弁させていただきましたように、この実質公債費比率につきましては、毎年の公債費、元金と利子に充てられた一般財源、つまり町税でありますとか交付税の総額を除いたものがその数字となるものでございまして、財政構造の弾力性を示す数値となります。先ほどございましたように、公債費比率につきましては、平成27年度の決算では16.7%でございます。基金の取り崩しによって、この実質公債費比率が動くということはまずございません。借金の率でございますので、近年の大型事業、学校等執行させていただいておりますので、この数値は一時的には横ばいと、それから徐々に改善ということで、当課のほうは財政推計のほうも行っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 実質公債費比率の出し方自体が町税、あるいは交付税の数字が分母になって、起債の返済額が分子になるということでもありますから、直接今の起債が云々と、基金を取り崩すのが云々というふうな状況ではないというのがよく分かったわけでもあります。それで、ちょっと議長、歳入を聞くんですけども、歳出との関係がありますから、歳出のページを言うてもいいですか。歳出の議案書の76ページであります。そこに貸付金というのが600万あります。この貸付金の600万というのは、私が思うに、貸付金ですから、どこかに貸すということで、これは多分労働金庫への貸付金であろうというふうに思いますけれども、それでいいのかということと、それから貸し付けたんでありますから、貸し付けた利息が労働金庫の場合はないということがあるのかもしれないけれども、元金は返していただかなくていいので、歳入のどこにあるのかなということがお聞きしたくて、今、歳出のページを示させていただきます。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

- 財政課長（信上英昭） 歳出のほうの労働諸費の中の雇用促進事業の貸付金600万円でございます。先ほど議員ご指摘のとおり、労働金庫のほうへの貸付金になります。歳入のほう見ていただきますと、36ページになりますけれども、諸収入の労働費貸付金元利収入600万は貸し付けますけれども、そのまま、利子をつきませんけれども、元金については、すぐに返ってまいります。当年度の貸し付けに対して、年度末に返ってまいります。ですから、その年度で精算いたします。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 質問に入る前に、この議案、一般会計骨格予算は、歳入と歳出に分けるといっていますが、本会議では、一議案に対して3回しか質問ができないというふうに思っているんですが、どうなるのかと思ひまして、歳入で3回、その他の歳出全体で3回なのか、1款から4款までが、また3回ずつあるのか、その辺ちょっと分からないので、それ、後で聞きます。一回分入ってしまうから。歳入の36ページに、住宅新築資金貸付金があります。先ほども述べましたように、財政が極めて厳しい状況の中で、予算がなかなか組めない事態にもなっているわけですので、この新築資金貸付金の残は大体4000万ぐらいあるのじゃないかというふうに聞いていますが、滞納分もかなりあるだろうということですが、平成29年度滞納分の回収は、予算が180万9000円ということで、滞納分の全体は幾らなのか。また、来年度どういう手だてをとるのか伺います。質問回数とあわせて確認したいと思ひます。
- 議長（藤堂修壮） 質問回数は、歳入、歳出分けておりますので、それぞれ3回オーケーです。町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 住宅新築資金貸付金の滞納繰越分につきまして、町民課からご説明申し上げます。滞納繰越分でございますが、今、現年の部分と、本来、償還残高ということでございます。滞納繰越分と元利収入のほうの合算をしたものしかちょっと手元に持っておりません。その金額で申させていただきますと、4564万3090円ほど、償還の残でございます。これは1月10日現在でございます。今後、滞納繰越分について、どういった対応をしていくのかというご質問でございましたが、先月も滞納者のほうに隣戸訪問もさせていただきまして、あと催告はもちろんしております。隣戸徴収といいますか、納税相談という状況もあります。個別にそうやって粘り強く交渉してまいりたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 滞納分だけの金額は分からないということですが、この180万9000円というのは滞納分全体ではないと思ひます。毎回この問題は指摘しておりますが、毎年、権利の放棄ということで、借金をこれ以上催促しないというふうなことの決定が出されていることがありますけれども、催促はしてもそういう事態を心配するわけです。平成29年度は、権利の放棄になるようなことはないと言えますか、伺います。
- 議長（藤堂修壮） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 権利の放棄はないということは、ちょっと申し上げられません。時効等もございまして、あるいは生活実態等見ますに、どうしても厳しい状況が見受けられます。できるだけ納付していただくよう粘り強く交渉してまいりたいというふうに思っております。
- 議長（藤堂修壮） 16番、大林議員。
- 16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。歳入の個人町民税でございますけれども、骨格予算の概要の中で、個人町民税は、農業所得の増によって、約1500万円の増収を見込

んでおられます。それで、29年度の税収は、多分28年の所得に基づいたものだと思うんですけれども、確かに、1袋当たり、米が500円上がっております。そういったこともありまして、これだけで農業所得の増につながっているのかどうか、もう少し詳しい根拠がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） それでは個人町民税において、1526万円の増を見込んだ内容について説明をさせていただきます。農業所得の増というふうにも書いておりますが、これが全てということではありません。やはり給与所得等についても若干の伸びがあります。そういったものも含めて上げておりますので、これが全て農業所得ということではありませんので、全体的に伸びている。あと個人の事業所得等については、今現在では横ばいであるということも含めての1500万円弱であるということです。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 1番、真倉和之です。先ほどの財政のことを含めてお聞きしてみたいと思いますが、財政構造については、縷々答弁がありました。私は、基金は20億はどうしても最低置いておきたいというように思いますが、どうもいろんな資料見ると、そのようになかなかになっておりませんが、早く20億になるようになっておりませんが、こういう状況になると、経常収支比率もかなり落ちてくるだろうと。財政が弾力化がなくなるだろうというような思いがしますが、その点が一つお聞きしたいのと、先ほど美濃議員が質問されました、住宅新築資金。これは、うちだけの滞納じゃない、よその金融機関も滞納になっていると思うんです。そこらの関連の中で、片をつけていかれんと、うちだけとろう思っても、抵当順位が先の方がおられる、うちが早い分で、3番かぐらいただろうと思います。これは条例違反しているんですから。ぐらいいんで、よその金融機関との調整をしながら、話し合いをしながら、債権回収を情報交換しながら、他の金融機関と。なかなかうちだけくれ、うちだけくれいうても、そうはいかんだろうと思うんです。そこらをどのように考えて進められておられるのか、あわせてお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、まず基金のご質問が冒頭にあったかと思っておりますけれども、財政調整基金につきましては、合併以来、順調に基金を積んできておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、合併から10年過ぎまして、普通交付税の合併特例加算が縮減をしてきました、27年度から。28年度、29年度当初予算で、かなり基金のほうを取り崩しての予算編成を強いられておるところでございます。財政調整基金につきましては、ピークが26億円ぐらいまで積み立てることができたと思っておりますけれども、一旦、財政推計からも想定はしておりましたけれども、この2カ年でかなり切り込んだ予算になっておりますけれども、ここ何年かで、公債費のほうも下がってくると見ております。経済状況、それから国の状況等々もありますけれども、再び、最低でも、今ございましたように、20億円は積んでいきたいと、一旦は取り崩させていただきますけれども、公債費等が下がってくると見ておりますので、20億円までは積んでいきたいという財政目標のほうは当然たっております。それから、経常経費、これにつきましては今朝ほどもございましたけれども、各種の新町建設計画、それから過疎計画、第2次の長期総合計画の財源確保という面からも、第3次の行政改革で、その取り組みを進める中で、この経常経費比率も良好な数値になれるように、あわせて取り組んでまいり

ます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 先ほどの住宅資金貸付の件でございます。確かに議員おっしゃるとおり、抵当権等は下位のほうになっております。今後、上位にあります金融機関等連絡をとり合って、今後こういった換価処分に至るかということをお話を聞かせていただいて、金融機関とも協議をさせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 財政課長答弁いただきましたが、一番気にするのは実質公債費比率、その次は、僕が見るのは、経常収支比率を見ていくんですが、弾力化を失ってくるんですね。経常収支比率、そこらを気をつけていただきたいと思えますし、もう一つ、今の住宅資金貸付金、これは、うちだけではどうしても片ついていかんと思えます。先順位の人を払わずにおいて、高順位の人なかなか払ってきませんので、その点は金融機関とも、どこへついとるとするのは臆本取れば分かるわけですから、そこらで検討いただきたいと思えますし、損金算入は絶対に許しませんので、そのことほどは。それと24ページですが、自殺対策緊急事業補助金、これは県の補助金で、歳出のほう見よって分からなかったんですが、非常に気の毒なことでありますが、こういうことができるだけないように、昨年から見ると、県の補助金も減ってきておりますが、人の命ぐらい大事にしていけないけんものはありませんが、どういう原因でなってこられるのか知りませんが、補助金が減ってきているということはあるがたいことではありますが、命の大切さとあわせて、現状ではどういう取り組みをされておるのかということをお聞きしてみたいと思えます。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 自殺対策の補助金に対しての事業についてご説明をさせていただきます。現在、保健課のほうで、心の健康づくりということで講演会でありますとか、ゲートキーパー養成講座の開催、あわせて今年度28年度、初めて町内の高校へ出前講座ということで、心の健康づくりの講演会をさせていただきました。今年度は県事業でしましたので、来年度は町単独事業で町内の高校のほうへ行かせていただいて、高校のときからのメンタルケアとか、相談先を知っていただいたりとか、あと何かあったときはSOSを出すんだよというところの周知、啓蒙のほうに努めていく計画を立てております。地域の中では、年に3～4回講演会、あわせてソーシャルクラブとあって、精神障害者の方の社会復帰の事業もさせていただいておりますので、そちらと一緒に、メンタルケアのほうの取り組みを進めていっております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） ほかに歳入について質疑はありませんか。それでは歳出のほうの質疑を行いたいと思えます。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。決算、あるいは予算の審査特別委員会でしたら、やりとりが何度もできるということでありますが、3回しか言えないということではありますが、16項目あるんですが、全部一遍に言いましょうか。いかがいたしまししょうか。ページを切ってくれてなら、それなりにゆっくりゆっくり、じっくりじっくりすることができるんですが、一遍に出していいですか。ゆっくり慎重にやりたいと思えます。まず、64ページ、5900万円、予防接種委託料というのがございます。中身については了解しておりますが、何人分ぐらいで5900万円なのかというのがまず1点であります。2点目、66ページ、46

0万円、不妊治療の助成でありますけれども、これも中身についてはお聞かせいただきましたから、理解しておりますけれども、どのぐらいの人数がこの460万に該当するのかなということでもあります。それから同じ66ページ、不育治療、あるいは未熟児養育医療委託料というのが150万円あります。ごめんなさい、不妊治療の分は、先ほど不育も含めての460万円だというふうに理解をさせていただいておりますが、未熟児養育医療委託金というのが150万というのは、まず、これは制度と利用内容をお聞きしたいというふうに思います。それから、今度110ページであります。商工観光課のほうになるかもしれませんが、道の駅インターチェンジの指定管理料が54万8000円だというふうに思いますが、経営状況がいろいろと努力によって上がっているのだろうというふうに思うんでありますけれども、まだ、さらに指定管理料を支払っていくのか。これから先もずっとそうなのか、あるいは私は、そろそろ逆に歳入が見込めるといふような状況にならなくてはいけないのかなというふうに思いますけれども、どのような考え方で組まれた数字なのかということでもあります。それから134ページであります。約245万円が航空機騒音モニタリング調査委託料というのがあります。これは約245万円ですから、金額的にも決して少ない金額ではありません。どこに、あるいは何人かに支払いをされるということなのか分かりませんが、その支払先と、その効果がどのように得られているのかということでもあります。それから、次、140ページであります。学校給食委託料で約790万円計上されております。多分豊平でつくっておられることなのかなというふうに、千代田中学校にも届けてもらってる給食のことなのかなというふうに思いますけれども、どこでつくって、どこに委託をしているのかということをお聞きをしてみたいと思います。次に、144ページでございます。連携型中高一貫研究のための補助金が97万円組まれています。どこか指定校になられて支出をしていく補助だろうというふうに思うんですけども、どこが該当するのかということをお聞きします。それから同じページの144ページでありますけれども、約270万円、地元高校支援の補助ということではありますが、何のことで、大体はニュアンス的には分かりませんが、目的と、どこに該当先があるのかということをお聞きをしてみたいと思います。それから148ページ、約49万円でありますけれども、基礎学力、不登校指導云々ということでもありますけれども、基礎学力と不登校をどのように指導していくかということだろうというふうに思いますが、そういう事例があるのかどうなのかということをお聞きをしてみたいと思います。それから152ページであります。40万円組まれておりますが、成人式の費用だというふうに思いますけれども、予算規模が小さいなこと、本当に二十歳になって成人を祝うということで、祝ってもらおうほうも、それこそかなりの出費を覚悟の上で、そこで記念品に出される経費として、アルバム、集合写真のことだろうと思うんですけども、それがそうであれば、一言も二言も言い足したいというふうに思っておりますが、ご答弁をお願いしたい。それから154ページであります。129万円、子ども教室委託料というのが芸北、大朝、豊平にございますけれども、千代田にないということで、私も子ども教室というのを聞いたことがないんで、どのような活動されて、なぜ千代田にはないのかなということをお聞きしてみたいと思います。次に、164ページであります。約660万円計上されておりますけれども、花田植補助であります。この花田植補助の中身の中には、飾り牛保存会へ支出するものも計上されておりますけれども、その金額は11万5000円ということで非常に少ない。本当に飾り牛を保存していこうというふうに思っておられるのかどうなのかというのが、この数字では希薄であります。何頭、その牛が飾り牛の保存に登録されているのか。幾らぐらい支

払っているのかというのは、どう考えてみても、これからさらにユネスコ登録を続けていこうと思うという決意がこの数字には表れていないというふうに思うわけであります。お答えを願いたいと思います。それから166ページであります。文化財保護整備工事請負費というところに約5300万円組まれています。どこのどういう事業なのかなというのをお聞きしたいと思います。それから178ページであります。豊平病院へ繰り出しをするということで、3億3754万8000円が組まれております。私もよく分からないのですが、1年目は約4億円出されたというふうに記憶をしておりますが、2年目、3年目は、もう少し下がるのではなかったのかなというふうに思っていますが、私の記憶が違っているかもしれません。そこで、豊平病院会計の骨格予算を見ますと、指定管理料として、豊平病院の会計ですよ。それを見ますと2億6700万円、それ以外にも違った数字が載っていますが、どの数字を足しても引いても一般会計でいう3億3754万8000円にはなりません。そこのところのつながりをお教え願いたいと思います。今、たくさんのことを言いましたが、今ので終わりでありましたが、やはり骨格予算とはいっても、6月の本格的な予算になったときに補正額で質問するというこのほうがむしろ失礼だというふうに思いましたので、少し長くなりましたけれども、1点1点丁寧に答弁を願いたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から、まず64ページ、予防接種委託料でございます。予防接種は、乳幼児から高齢者のインフルエンザまで全ての委託料が入っております。子供さんの予防接種、種類が増えております。4種混合ワクチン、2種混合、MR、日本脳炎、BCGとか法定で決められたものが全てのものを対象年齢、対象人数によって試算をさせていただいております。あわせて昨年度より、子供さんのB型肝炎のワクチンが入っておりますので、少し前年度よりも、そこは増えていますが、対象が減っている部分もありますので、こういった数字になっております。あわせて高齢者の方の肺炎球菌ワクチン、高齢者の方のインフルエンザ、子供さんのインフルエンザの人数と単価でございます。次のページ、66ページをお願いいたします。不妊治療の助成金でございます。一般不妊治療、不妊検査が上限5万円とさせていただいておりますので、5万円掛けの12組が60万、特定不妊治療助成金が29万5000円掛け13人、不育症治療助成金が10万掛けの2人分でございます。66ページ、同じく未熟児養育医療委託料でございます。この事業について説明をまずはさせていただきます。医療を必要とする未熟児2500グラム以下、また2500グラム前後でありましても、特に高度な医療が必要と医師が診察した未熟児でございますが、養育に必要な医療の給付を行うものでございます。平成25年4月から、広島県から町のほうに権限移譲されまして、給付移譲がありまして、町のほうでの事業を遂行しているところでございます。人数が、12万5000円掛けの12回分で予算を計上させていただいております。次に、引き続いて豊平病院にいかさせていただきます。178ページと、特別会計の豊平病院の骨格予算書のほうも見ていただけたらと思います。豊平病院の事業会計、骨格予算書の議案第27号、1ページ、2ページがあります。他会計からの補助金、第5条、こちらに一般会計補助金2億8031万3000円と企業債償還金補助金5723万5000円、合算がこの一般会計178ページの額となります。一般会計補助金の内訳でございますが、特別会計予算書の11ページをお願いいたします。11ページの2億8031万3000円が一般会計の補助金とあります。この内訳でございますが、支出、交付金でございますが、指定管理運営費2億5000万円、次の医療機器整備交付金1

636万円と合わせて企業債利息1395万3000円、この3つを合わせたものが上の一般会計補助金2億8031万3000円となっております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 110ページの舞ロードインター指定管理料54万8000円でございますけれども、これにつきましては、道の駅内のトイレの清掃費用の額でございます。歳入につきましては28ページ、県支出金の委託料、その中に舞ロード公衆トイレ管理委託料54万7000円というのがございますけれども、そのものを清掃費用として指定管理者に委託料として支出しているというものでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 140ページでございます。委託料786万6000円の内訳でございますが、これにつきましては、給食センター3カ所と、それから自校別の給食室等の運営費等の委託でございます。主なところで言いますと、給食トラック運転委託料、これは芸北、大朝、豊平の250万、それから、各給食調理員さんの腸内細菌検査等の委託料、これが125万9000円でございます。そのほかに大きなもので言いますと、浄化槽点検委託料、これが87万5000円で豊平と芸北でございます。大体このぐらいで、140ページは以上でございます。次に、144ページでございます。連携型中高一貫教育推進実践研究補助金でございます。これは連携型中高一貫教育の実現を目指して、先進校の視察や教職員の合同研修講習等の招聘、それから研修会等を実施して、中高一貫の体制づくりや学力向上を目指すものでございます。内訳でございますが、芸北中学校に47万円、千代田中学校に50万円でございます。次に、144ページ、地元高等学校支援補助金でございます。これは若者定住の一環として、町内の高校生を地元に残し、一度外に出ても帰りたいたいという思いを政策展開をしていくものでございます。特に広島県教育委員会の今後の県立高校等のあり方に係る基本計画の中で、1学年1学級規模の学校は統廃合の対象となるということで、千代田高校芸北分校もその対象になっておりますので、地元高校への支援を行うことによって、生徒数の確保を目指し、また、定住を目的としているところでございます。千代田高校には162万円、芸北分校には103万円を計上させていただいております。次に、148ページでございます。基礎学力・不登校対応指導員報酬でございます。これが49万4000円でございます。これは不登校児童生徒への自立支援と、学校復帰の支援のための適応指導教室を開催するものでございます。そのための指導員の委託料でございます。実際の実例があるかということでございますけれども、一昨年、この対応をさせていただきまして、今年度は学校に復帰しているという状況はございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 152ページでございます。成人式の費用でございますけれども、1人当たり予算的には2000円ぐらいです。議員おっしゃったとおり、記念写真と、それから4地域、順番に毎年回りますけれども、その4地域の特産品的なもの、主には食べ物が多いですけれども、それ合わせて一人頭2000円ぐらいであります。それから154ページ、放課後子ども教室事業でございますけれども、芸北、大朝、豊平については、3地域それぞれの総合型スポーツクラブの方へ委託しております。千代田につきましては、同額を千代田中央公民館で直営で事業実施をしておるところでございます。それから164ページ、花田植の一般公開事業補助金でございますけれども、655万3000円の内訳、このうち91万3000円が壬

生の花田植保存会への補助金であります。残りの563万円は、ユネスコに登録をされて以降、非常に多くの観光客の人手が見込まれるということで、実行委員会つくりまして、激変緩和ということで、当日の6月第1日曜の花田植当日のイベント開催費用として出しておるものです。これとは別に、大朝飾り牛保存会が11万5000円ですけども、今現在、花田植に牛を出しておられる農家は、大朝地区で2軒、それから芸北地区で2軒、合わせて4軒の農家さんに対して、飾り牛保存会の中のその4名の方が牛を出しておられる。8頭ですかね。保存会に対してはこれだけなんですけども、これとはまた別に牛の肥育とか調教とか、そういうものに対する文化庁の文化財としての補助金というのはございません。ですが、この3年間実施をしてみました壬生の花田植の調査事業の中で、用具の修理ということで、飾り鞍を1つ30万、40万しますけども、修理というのをこの3年間で5つ実施をしてみました。そういう側面的な補助の仕方というふうなことを今後も続けていきたいというふうに思っております。それから166ページ、文化財保存整備工事請負費でございます。これは芸北の樽床民家の修復に係る工事費でございます。29年度と、あと30年度で完成の予定でございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 134ページの航空機騒音モニタリング調査委託料でございますが、これは八幡出張所、芸北支所、美和出張所、大朝支所に取りつけております騒音測定器のデータ分析費用でございます。これは分析機関に支払いをしている金額でございます。効果のほうでございますが、この調査によって、例えば日本政府とかアメリカ大使館とかに要請を行う根拠として使用させていただいております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。梅尾議員、多岐にわたりますので、簡潔にお願いします。

○5番（梅尾泰文） 大分、中身がわかった分については、もう2回目の質問はしません。3回しかできないという制約があるから、こういう形になったんで、お許しを願いたいと思います。不妊治療の助成の部分で、5万円掛け12組で60万円というふうに言われたんですけども、この制度自体は、県のほうが1回目は30万円出してくれる。それに足らずを町が負担をするという金額だろうと思うんですけども、それが、足らずが5万円じゃない場合に、そのところは、私がそういうふうに理解していたんですけども、違うということになれば、そのことの説明をしっかりとっていただきたいなと思っています。あと、未熟児の場合は2500グラム以下ということでありまして、12万5000円が12人分予算計上の数字になってるということで、理解をしたところであります。それから、道の駅のインターチェンジのは、歳入と歳出が数字が合ってるなということが聞いたかったんじゃないんで、もうそろそろ自立をしていただいて、逆に、その営業実績によって、歳入、言うてみれば、貸借料を幾ら幾ら決めて払っていただくという時代にもうなってるんじゃないんですか、経営状況聞いても、かなり浮いてると。浮いているというのは、成績が上がっていると。駐車場が足りないぐらい利用者が多いというふうに聞いているという意味で、そういう考え方がないのかなということがお聞きしたいということでもあります。航空機の騒音についての24万5000円というのは、分析をしてくれる業者さんに払うということではありますが、民間の方が、そうは言うても、まだ自分の耳で聞いたのを知らせていただくといわれる方があると思うんですけども、その方は、今までと同じようにボランティアなのかどうなのかということもお聞きしてみたいと思います。それから給食の関係でありますけども、私は、3校というのは聞きましたが、どことどことどこかというのは

聞いてないように思いますが、漏れがあれば、またお伝えください。それから、148ページの49万円については、学校に復帰をしたというふうに聞きましたので、安心をしているところでもあります。それから、やはり気になるのが生涯学習課長が答えていただいた成人式の1人当たり2000円、金額が少ないからということもありますが、かなりそれこそ着飾って、一生懸命、二十歳の自分を主張するというふうな状況がありますから、そのこのところもしっかり、ふるさと納税じゃありませんが、あれはかなりのものが逆に返品品としてありますが、それと同じにしなさいということではありませんけども、やはりもっと成人の方を祝う祝い方もあるのかなというふうに思いますから、さらにつけ加えたり、あるいは、これから考えていこうということがあれば、お伝えを願いたいというふうに思います。それから、子ども教室の分については、地域のスポーツ型というふうなことで、千代田の場合は公民館がそれを担っているということでもありますから、歳出する項目が違ったのかなというふうに思うので、そうであれば、そのようにお伝えを願いたいと思います。それから、飾り牛ではありますが、11万5000円。4軒の方が飼っておられて、その牛の数は8頭だということでもあります。ぜひ、今の金額でどうなのかという検討をしっかりとされたほうがよかろうというふうに思っています。文化財の樽床の民家の分は了解をしました。それから豊平病院でありますけども、一般会計の繰出金と豊平病院の特別会計の中の数字はびたっと合うよというふうに言うてもらったんでありますが、もともと昨年の場合が病床稼働率が40%で全体の数字を組んで、3年間で9億円、そして初年度が約4億円ということでありました。何カ月か前の議会のとときに、どのぐらいの稼働率ですかというふうに言いましたら、60%はいつてるよというふうに言われて、住民の方が非常に喜んでおられるということでありました。じゃあ繰出金は返してもらえますかというふうに言いましたら、返してもらえないということには今年はありません。今後いろいろと協議をして、数字についても検討するんだというふうなことがありましたけども、この結果、今、骨格予算の中では、それが見えてきていません。検討されて、ここに載ったのかをお聞きをしてみたいと思います。もう一回質問ができますから。

○議長（藤堂修壮） 答弁も簡潔にお願いします。保健課長。

○保健課長（福田さちえ） まず、不妊治療費のほうでございます。不妊治療の助成事業には3つあります。1つ目が特定不妊治療費助成でございます。これは広島県の特定不妊治療費助成、先ほど議員がおっしゃった1回15万、初回加算15万の費用を除いた全額を町が助成をしております。これは特定不妊治療費でございます。先ほど5万円と言いましたのは、新たに計画しております事業でございます不妊検査、一般不妊治療のほうの助成事業でございます。豊平病院でございます。病床利用率と合わせてということでございますが、指定管理3年間ということで、昨年3月の全員協議会で上げさせていただいた数字の指定管理料で、今回上げさせていただいております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 県の道の駅の委託料ですけども、県の施設であるトイレの清掃費用を出しているということでございます。それで、収益が上がるように指定管理者のほうも努力をしていただいているところでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） モニタリングの調査委託料のところでご質問がありましたが、目撃情報などのものに対して、例えば報償金を払うかという意味でしょうか。それとも別な民間会

社みたいなどに頼んだほうがいいという意味だったのか、ちょっとよく分かりませんが、これ以上の費用をかけることは考えておりません。以上です。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 給食の委託料の件でございますが、芸北給食センター、大朝給食センター、豊平給食センターのほかに千代田各小学校、川迫、八重小、八重東、本地小、壬生小の給食室の各委託料でございます。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 成人式でございますけれども、一人頭2000円ということで、決して多いとは思ってはいないんですけども、特に女性の新成人がかかる費用に対しては、大分あれですけども、ただ、やはり同学年が久しぶりに出会って、非常に和気合い合いと楽しむと。今年は特に新成人がみずから企画をした式ということ、非常によかったんじゃないかと思えます。これは予算があれば、何ぼでもというところもあるんですけども、当面は、この辺でというふうに思っております。特に大幅に上げてというふうなことは考えておりません。それから、飾り牛ですけども、これも合併するときに、もとの大朝の補助金をそのまま引き継いで、若干、これが下がってはきておるんですけども、なかなか補助金を増額というところも難しいというところで側面的な補助を、用具の修理、あるいは新調というところでさせていただいているというところでございます。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） まず、豊平病院の件でございますけれども、去年、私に返していただいた答弁は何だったのかなというふうに思うんですが、骨格予算だから、3年間契約してきた分の2年分をそのまま計上したのよという答弁のようでありますけれども、やはり経営がうまくいっているというふうな報告を受けているわけですから、そこのところは考えて予算計上する。特に、今基金を崩して当初予算を組んでいるという流れの中で、片一方では置いてきて、なかなか予算化されにくい数字のところを無理をして基金で組んでいるという状況があるのに、片方ではそうではないということがあるんで、そこのところをもう少しお聞きをしてみたいなというふうに思ってます。先ほど商工観光課長が答弁されましたのについては、私がつかまえた数字がそうであったんで、歳入と歳出は県の施設であるから、県から入ってくるんだよということでありましたが、私がもともと聞きたかったのは、指定管理に、今ふるさと市場にしていると思うんですけども、そこに出した指定管理料は当然ありませんけれども、できたばかりのすばらしい施設をお貸しするのをただでお貸ししているという状況の中で経営が成り立っているということになれば、その経営が上向いてくるのであれば、町のほうに、いつかの時点では歳入として入れてもらうことがありますよというのが、これまであったわけです。それが今の時期ぐらいには、もうそのような方向になっていいんじゃないですかということを伝えたいんですけども、それがこの予算書の中に反映されていないということを伝えたいわけです。その答弁をお願いしたい。低空飛行の騒音のモニタリングでございますが、これは、町が4基つくった、そしてまた、中四国防衛局も八幡に1つつくっています。それは町がつくったよりもいいのつくっているわけですけども、そのモニタリングと情報は重なり合うという必要があると思うんですが、その重なり合った情報をつかまえて、それどちらもつかまえて、国やアメリカに物事をするようにしていますかということがお伺いしたかったんであります。それから、ほかに細かな資料の関係については答弁いただきましたので、簡潔にということでありま

したが、少し長くなりましたが、答弁だけいただいて、終わりたいと思います。

- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 病院の指定管理料についてでございます。指定管理料については、年度協定書で協定を結んでおります。28年度につきましては、3月末決算で収支を整理していただき、5月出納までには事業報告を上げていただく中での整理をお伝えしているところでございます。29年度の指定管理料につきましては、先ほど申しましたように、昨年この時期、ご提示させていただいた金額で1年間、29年度、病院事業運営をしていただいて、同じように年度末で収支の決算をしていただいて、事業報告を受けるような形にしております。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 道の駅の収益が上向きになって、そういった歳入として見込めるようであれば、今後そういったものを指定管理者に対してお願いをしていきたいというふうに思います。現状でいきますと、なかなか、昨年よりは少し状況があまりよくない状況ですので、今後努力を、連携して売り上げ増に向けて取り組みをさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（藤堂修壮） 町長。
- 町長（箕野博司） 道の駅の関係でありますけども、一定ルールはもうつくっておるわけでありまして、今、金額は覚えてませんが、一定額以上の収益があったら、何割ほど町のほうに出してもらおうというルールで運用してもらおうということでもあります。
- 議長（藤堂修壮） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 町の騒音調査と中四国防衛局の騒音調査は、データの的には全く連動しておりません。中四国防衛局は防衛局独自で、例えばうちが要請を行ったりした根拠となったものが本当かどうかというような使い方もされているかも分かりませんが、実態は、再確認といえますか、そういう意味でつけられているものだと思います。うちのほうもデータのほうは、中四国防衛局のホームページなどで閲覧できますので、やや数字は違いますが、一応確認はしております。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 暫時休憩します。2時25分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 09分 休憩

午後 2時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。一般会計骨格予算の歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。1番、真倉議員。
- 1番（真倉和之） 1番、真倉和之です。7点ほどお聞きしたいと思いますが、再質問がないような的確な答弁をお願いをしたいと思います。初めに18ページ、下段に住民自治活動助成金

(まちづくり交付金)であります。これは今朝ほどまちづくり基本条例を承認をいたしました。が、昨年から見ると、かなり低くなっておりますが、これは本格予算で補正をされてくるのかどうかお聞きをしてみたいと思います。次に、20ページの下段にありますデマンド交通調査分析委託料、どういことを委託されるのか。行政内で、庁舎内でできないのか、その点についてお聞きをしてみたいと思いますし、それから22ページの新規定住促進事業、これは進められることはいいんですが、うちの地域も定住していただいております。定住して3年から4年ぐらいになろうと思いますが、地域との連携をとること、ただ定住してもらえばいいんでなしに、地域との連携について、行政はどのような指導されておられるのか、来て、あそこへ住まれたらそのまま。先般もいろいろと私と意見交換をさせていただきましたが、早く言えば、講中にも入っておられないというようなことがあります。その点はどのように行政、あそこへ住んでもらって1軒増えたよというだけのことで、私はフォローが足りないというように思います。それから78ページの農地集積協力金であります。機構を通してどのようにされているのか。機構を通してお願いしたら、全てが受けていただけるのかどうか、現状はどうなっているのか。この状況は、今から増えてくると思います。このことについて、集落が高齢化してきますと、次に受け手がなかなかおりません。このことについて、どう考えて、現状をお聞きをしてみたいと思いますし、有害鳥獣につきましては、一般質問でもさせていただきましたが、今年度はかなり予算を増やしていただいておりますが、例えばシカや何かは尻尾切れればいだけなのか、耳を切って持ってこいと言うこともあるわけであり。尻尾を切ったら、尻尾を切って放すんですね、殺傷するのが嫌なんで、それじゃあ、尻尾だけ持ってきて、尻尾のないシカが駆けりよったんでは、何のための費用支出になるか。あるところでは、耳まで切ってこいと言うところがありますが、その点はどのような対応を考えておられるのか。それから146ページ、例の通学の補助金の小学校、中学校の交通費の補助金の問題であります。これは条例、規定に基づいてやっておられるかどうか、そこらをお聞きをさせていただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まず、最初のご質問、18ページの住民自治活動助成金、地域づくり交付金でございますけれども、この額、昨年度と比べて低いのではないかとということでございますけれども、昨年度は、ふるさと寄附分、地域協議会への指定寄附というものがございまして、それを含めた予算を上げさせていただいております。今回につきましては、たちまちそのものがございまして、基本的な部分の地域づくり交付金を上げさせていただいております。この基本的な部分については、昨年とは変わっておりません。続きまして、20ページ、デマンド交通調査分析委託料でございますけれども、これは29年度において、交通体系の見直し、特にデマンド交通の見直しを行っていかうというものがございまして。このために、まずはデマンド交通の利用状況、公共交通網形成計画でもアンケート、あるいは実態の調査をしておりますけれども、さらに細かい調査をし、分析をして、有効的なデマンド交通の活用はできないものかというところで、再度細かい利用状況の調査等をして、再編のための基礎資料にしようというものでございます。続きまして、22ページ、新規定住促進事業でございます。これについて、定住促進に係る地域連携ということでございまして、新たに定住される方、特に空き家バンクですけれども、その方につきましては、まずは行政が窓口になっておりますけれども、空き家バンク等を利用して住まわれるということになれば、区長さんのほうにこの橋渡しと申しますか、アドバイザーとうちの職員が行って、本人と区長さんのお話をさせていただいて、今後のこと

も含めてお話をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農地中間管理機構のご質問だと思います。まず、1点目です。平成26年度から集落単位から全町をカバーする広域人・農地プランを作成しております。現在、中心経営体が101、借り受けのほうですけど、101登録いただいています。機構を通しての現状でございます。農地中間管理機構に農地を預けたいよと。農地中間管理機構は、その借り手とのマッチングをする業務があります。現在、芸北地域で1件ほど機構のほうへ預けていらっしゃるそうです。それがちょっと借り手がないというような状況があるそうです。それについては、2年間は農地中間管理機構が借り受けて、借受者が見つからないとなりますと、2年後にその農地は申込者、貸すほうの土地の所有者に戻るそうです。なお、その間の管理でございますけど、管理については、その所有者がされます。現在、町内では、一昨年から昨年にかけて、農事組合法人が3つ立ち上がりました。ほとんどの法人さんは、貸し手と借り手を見つけてらっしゃって、法人が借りるわけなんですけど、地域で話されて、法人が借りるよというような農地中間管理機構を活用されておられます。先ほども申しましたように、借受者がなかなか見つからないというようなことが実際のところ起きております。それについては、地域駐在のコーディネーター、町内にお二人の方お願いしております。その方たちと町と県の間管理機構が一緒になって借受者を探すようにやっております。それと有害の捕獲報償金のご質問でございますが、来年度、実施体を組織するべく、今準備をしております。捕獲報償金にあっては、国の交付金をいただいて、プラス8000円の捕獲報償金、現在、有害期は、イノシシ、シカにあっては7000円プラスの8000円、1万5000円を目指して、今準備を進めています。現地での捕獲した個体の確認でございますが、結構これが手間な作業があります。というのは、捕獲した人が捕獲個体と一緒に写真に写って、いつどこで、イノシシを何頭捕ったのか、一緒に写真を撮るということと、あと尻尾の提出と、耳にあっては、耳の提出は必要ないんですけど、耳にスプレーを吹くと。なおかつ、その個体の胴体に番号、その方が捕獲した番号をスプレーで吹きつけて、その個体が次にどこにも行かんようにするというような、結構手間な確認が課せられてくるそうです。以上です。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 通学補助のことでございます。146ページでございます。小学校につきましては4キロ以上、それから中学校については6キロ以上の方について通学の補助をいたしております。特例としまして5点ほどあります。1つは、身体障害者の手帳を持っている方、それから2つ目が、自己疾病等によって歩行が難しい方、それから冬季の積雪の期間にバスの利用が必要な方、それから合併の統合に関して交通機関を利用する条件を定めた地域の方、それから、あと特例としまして、通学に危険な状態等の場合については、特例として補助が出るということになっておりますけども、先ほど議員がおっしゃいましたように、距離等について、教育委員会としましても若干の課題があるというふうには考えております。今後、見直し等含めて考えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） なかなか一遍でいい回答が出てきませんでしたが、企画課長、例の地域づくりについては、それは考えると。以後補正で考えていくというものがあるのかどうか。それが非常に活動を一生懸命やっただいておられますので、この資金では足らんとおっしゃるので、活動に

もいろいろ取り組み方があると思いますが、熱心に非常に取り組んでおりますので、これ以上は、今年度は無理よと。昨年から見ますと、802万1000円ほど少なく、当初予算の骨格予算となっておりますが、後から補正を組んで、必ず組んでやっていただきたいということを必ずお願いしたいのと、新規定住につきましては、先ほど区長さんを通して言われましたが、区長さんも、1カ月が五、六千円の手当で、区長さん区長さんというて使われても、働きに出れば、あれとはえっともらいんさるんよ。そこらもよう考えられて、区長さんの使い方もしていかなと、1日出れば、大方1万円近くもらえるんですよ、日給で。それを五、六千円のことを使って、区長さん区長さん言うのも。何で僕がこういうこと言うかといいますと、先般うちのところで、隣に葬儀があって、それ連絡してないんですよ。これは講中へ入っとられんというようなことから連絡がしてないんですが、それは本人の意向で、そういうものは入らないということでありましたが、こっちへ来て、どうですうていろいろ話を聞かせていただきますと、確かに宮の寄附とか何とかいう小銭の金が要ると。私は広島の方だと言われましたが、ほかのことについては非常に住みやすいと言われるんです。あこの連携をどのように今から持っていくようにしていったんがいいんかということが非常に気になります。それと、今、教育課長のほうから答弁をいただきましたが、整理をするというのは、いつまでかかって整理するのか。1年で整理していくよと、それはいろいろ表をいただきましたが、学校統合して、20年過ぎても、まだ現況が残っている小学校もありますので、そこらは、公平の原則ということがありますし、建設課行って、地域施工資金の10万円くれいうても、なかなか書類を出したり、通してくれてないんですが、これも金がかかる、町税を持ち出しよるわけでありまして、その点の整理については、1年間の中で整理をしていただきたいというように思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まず、地域づくり交付金ですけども、先ほど申し上げましたように、昨年度との差については、ふるさと寄附、それぞれの地域協議会の活動を支援するというふうな指定項目がございます。その指定をされた各地域協議会に昨年度は約800万円ほどその時点でありましたので、それを各4地域の地域協議会のほうに指定した地域協議会に入れ込んで、この地域交付金の予算立てをしたということで、その差については、そういうことでございます。またそれ以降、地域協議会指定の寄附金があれば、補正対応しながら、交付金として各地域協議会のほうにさせてもらっております。この地域を支援していくということにつきましては、まちづくり基本条例の中でもお話をしましたけども、その地域との課題共有をしながら、将来ビジョンも策定し、将来的な見通しを持って進めていきたいというところで、それと関連しながら、この交付金のあり方も含めて考えてまいりたいと思います。それと定住者への働きかけでございますけども、窓口として、地域の方には区長さんということで、区長さんのほうに、まずはお願いをするというふうなことでございますけども、また、地域のほうも受け入れ体制といいますか、いろんな地域の中でのしきたりでありますとか、ルールでありますとか行事等があるかと思っております。その中でどうしていけばいいのかということにつきましては、これは地域コミュニティということで、地域の中でお話をしっかりしていただきたいというふうな思いはございます。しかしながら、行政としまして、窓口を持って定住を促進していると、一時的な話の場は行政でございます。引き続き定住者の方にお話をさせていただきながら、これも定期的なお話もさせていただくようにしております。そこら辺の中で、いろんな思いも

聞きながら、地域としっかり連携していけるような形づくりをしていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 教育長。

○教育長（池田庄策） 先ほど課長が答弁いたしましたことにつけ加えまして、私のほうから答えてまいりたいと思っております。バス通学の件でございますが、旧町時代の学校移転、それから学校統合のバスの通学費を認める条件は旧町ごと違っておりました。確かにおっしゃるとおりに、私から見ても不公平な部分があります。北広島夢学びプランにおけるルールは、先ほど課長が申しましたように、小学校4キロ、中学校6キロでございますが、今後は、登下校の人数、学年、積雪等さまざま考慮いたしまして、町全体でご理解がいただけるよう、今後の地域公共交通のあり方も含めて、可能な限り早く対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 総務管理費、24ページ、2点ほどあるんですけども、1点目が防犯灯の設置費の補助金ですけども、75万円、説明では5000円の150灯ということでありました。これはもうずっと古い補助形態でありますけども、5000円という単価が蛍光灯ランプでやる防犯灯時代の補助金であります。現在は、ほとんどがLEDで防犯灯設置されております。聞きたいのは、まず、この150灯はもう既に地域から要望のあった灯数かどうかということと、もう1点は、ほとんどは恐らくLEDで設置されると思います。いうのが、維持管理費が長年これ、寿命が長いんで楽だということと、それともう1点、旧来の蛍光灯で防犯灯やっとなる場合、LEDに切りかえると。こういう場合の補助金もあろうかと思えます。安心・安全なまちづくりで防犯灯設置いただくわけですけども、地元の負担を入れながら。この補助金の単価の見直しをできないかどうかということをもまず1点お聞きします。それともう1点は、商工費、106ページ、若干財政課長にも聞いたんですけども、企業立地奨励金6434万5000円で、骨格予算の説明の概要版いただいておりますけども、この中では、歳出の減額になった要因の中で、企業立地奨励金が1億8195万5000円がこれで減額になってますよとあります。財政課長に聞くと、これは終了して減額になったんじゃないかというように伺ったんですが、なぜ当初予算、継続事業は骨格予算にのせるという基本的な考え方がある中で、もし、これが奨励金の支払いが完了してないのに除外してあるのであれば、なぜ除外をされたのかをお聞きをいたします。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 防犯灯につきまして、総務課のほうからお答えをさせていただきます。防犯灯設置補助金75万円、1件当たり5000円の150灯でございます。ちなみに平成28年度についても75万円、150灯の補助をしております。もうこれは既に予算目いっぱい使いまして、当補助金設置待ちといったような状況でございます。29年度については、この150灯全てについて、もう既に申請があったというものではございません。部分的には、既に申請のあるものも翌年度にお願いいたしますといったようなものもございます。単価なんですけれども、これは新設、それから取り替えについても同じ1灯当たり5000円という補助制度にしております。町からの補助金は5000円ですけども、防犯組合のほうからも3000円、これも予算の範囲内ということで、1灯当たり3000円の補助をしております。計8000円ですが、設置費用については、1基当たりが大体3万円といったような相場になっておると聞いております。単価的に安いというご意見もございますが、非常に申込みのほうか

多いといったような状況で単価の見直しはしておりません。補助金額については、この防犯灯に限らず、町が補助しておりますさまざまな補助金がございますので、その全体のバランスを見させていただいて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 2点目の企業立地奨励金のご質問でございます。昨年度が非常に高額ということで、昨年度の当初は2億4000万余り計上させていただいております。今回が6400万余りということで、先ほどもご説明申し上げましたけれども、今回は骨格予算ということで、1カ月ぐらい早いということ、それで確定、その時点で確定しております3社について6400万円を上げさせていただいております。本来なら、通年予算ということで、残りの何社かも含めて上げさせていただくのが通例ではございますけれども、この確定したもので上げさせていただいておるということが1点と、申請日により、まだ、本年度で払わなければならない企業も出てくるのではないかという動きもありました。来月、平成28年度の最終の補正予算を上げさせていただく予定にしておりますけれども、そこでの調整も含めて、29年度につきましては確定分を6月で過不足を調整させていただくという方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 防犯灯の件ですけども、総務課長あったように、大体1灯が3万円ぐらいかかるという中で、町が5000円、防犯組合3000円ということですが、大変地元の負担も大きなし、先ほどもあったように大変地域の要望も強い事業なんです。特に、こうして今、人口減少の中で空き家ができたり、暗い夜道をぼつぼつという地域もたくさんあると思うんです。ぜひ、若干単価を見直す必要あるんじゃないか、予算がかかるからと、75万円ですからね、150灯で。150灯というと、相当数の延長が街路灯でできると思うんです。せめて倍額ぐらいには見直しをぜひしてもらいたいと、安心・安全のまちということで、これを町長にそのおつもりがあるかないかということをもう一回お聞きします。それと企業立地奨励金、3社確定しておるから、3社とも予算措置しましたということでありました。その他については、また6月でということなんです、去年、ああやって2億4000万という中で、今回は6400万、当初予算が。基金を取り崩してまで骨格予算組んだ財政状況の中で、果たして昨年並みの企業立地奨励金が組めるのかと、また基金を取り崩すのかという気がしますが、財政的にはどういうところで、その財源を確保しようとされているのか、もう一回お聞きします。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 先ほど申し上げましたとおり、本年度28年度の3月補正でも若干の補正のほう予定しております。骨格予算、29年度の6月分でも、去年までとはいきませんけれども、何件かの追加を上げる予定としておりまして、この財源につきましては、現在考えておりますのは、本年度の繰越金を予定をさせていただいております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 防犯灯の関係でございますけども、財政規模が縮小する中で、他の補助金と見直しもしていかなければならない状況も今後出てくるだろうというふうに思っておりますので、この金額で当面はいかせてもらわざるを得んというふうに思っております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。2点伺います。48ページ、解放団体補助金、今も話がありました補助金の関係で、町全体の財政が大変厳しくなっている中で、先日の総務常任委員会でも補助金の見直しを進めてるという話がありました。この解放団体補助金もその対象になっているか、伺います。もう1点は、102ページ、6款になりますが、江の川漁協協同組合補助金60万円、これは壬生浄水場の江の川からの違法取水による迷惑料だと思いますが、土師ダムから直接取水となればなくなるものかどうか伺います。
- 議長（藤堂修壮） 上下水道課長。
- 上下水道課長（浅黄隆文） これは、水産業振興費及び川から水を取水をしておる迷惑料として、今まで60万円が平成18年度から同じ金額で支出をされてきております。今回、新たに水利権を取得をしまして、今の水量よりも多く取水をして、川の水が少なくなる区間が発生をするということに伴いまして、新たに水道事業のほうで30万円を補償金としてお支払いをしていくということで合意を得ております。水産業費のほうの60万円は、引き続き支出をするということでございます。
- 議長（藤堂修壮） 副町長。
- 副町長（空田賢治） 解放団体への補助金ですけれども、当然見直しの対象でございます。補助金申請の書類、それから実績報告等見て、適正であるということで予算化しております。補助金の見直しの中で、当然、全体を見直すということになれば、この補助金についても見直しをさせていただきます。
- 議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 解放団体補助金については了解をいたしました。対象に入っているということであります。江の川漁協の補助金ですが、取水が2000tから4000t、まだそこまですきませんが、増えるということで、それが30万円。60万円の中に水産業振興費と、川からの取水迷惑料と言われたんですが、そうすると、これが90万円になるということで、60万円が取水迷惑料という話が後から出たんですけど、もう少し確認の意味で、60万円の中身と30万円増えれば90万円になるかどうかを確認したいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 上下水道課長。
- 上下水道課長（浅黄隆文） 総額で90万円、水産業費のほうから支出をされる金額が60万円、水道事業のほうから支出をするのが補償金が30万円でございます。
- 議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） そうすると、もう一回だけ確認しますが、60万の中に、水産業振興費の性格のものと、川からの取水迷惑料が入っているかどうか。細かいことかもしれませんが、今までこれが明らかになってなかったと思うんです。平成12年9月から河川流量調整交付金ということで20万円が出されたものがあるんじゃないかということがありましたので、その確認をしたいので、違えば、また教えていただきたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 上下水道課長。
- 上下水道課長（浅黄隆文） 水産業振興と今までは迷惑料ということで、その辺の区分け区分というか、金額面で分けるということはちょっと難しいと思っております。増える水量が今までの1.5倍になったということで、漁業協同組合と交渉する中で、今までの金額の1.5倍だという、妥協点というか、妥結点というか、交渉の中で90万円が決まってきております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 8番、室坂議員。

○8番（室坂光治） 関連で160ページの豊平公民館というのがございますけど、役場の前の公民館でございます。行きますとドアを開けますと、玄関のところがあありますが、フロアですよ。非常に天井のひび割れがひどく入っております。それで、ひびで5ミリぐらいあるんじゃないかというように思っておりますけども、手っ取り早いのはコーキング詰めてやる場合もあるんですが、コーキングでやるよりも、ちょっとどうかなというような気もしておりますので、ちょっと見ていただければと思っております。それから公民館の間と踊り場の雨漏りが非常にひどいんですよ。それらあたりも一度見ていただければと思います。最後に、2階に上がってトイレがございます。非常にきれいにしておられますけど、男女、大便器が2つずつ計4つありますけど、男用の大便器には簡易トイレのかぶしてあるのが1つあるんです。それが動くというのものもあるんですが、女性トイレのほうは2基、和式トイレの上に簡易トイレをかぶしてあるんですが、それが動いて失敗する例が多いんだそうです。それで公民館も築大分たつておると思っておりますけど、一時は直していただいたようにも思っておりますが、トイレとかいうのは、いつでも使用したいということでございまして、女性のほうのトイレだけでも、何とか、2基ほどでもいいですから、今の簡易トイレでなしに、ちょっと今風なようなことにもしていただければ一番いいんですが、予算の関係もあるだろうと思っておりますし、何かいい策があればということで、ちょっとここで質問したいと思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 豊平公民館については、かなり老朽化が進み、議員おっしゃられるような問題がいろいろ出てきております。骨格予算では、そこら辺は見てないんですけども、今後その辺は認識をしておりますので、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） 8番、室坂議員。

○8番（室坂光治） ぜひ、ご多忙とは思いますが、早急に行って、見ていただくことを要望しておきます。以上です。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。先ほど美濃議員の質問に対する答弁で、ちょっと確認をしたいんですが、今の江の川漁業協同組合の補助金60万円、迷惑料というふうな位置付けというふうな受け取ったんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 水産業費の60万円ではありますが、18年度からは60万円になっております。それ以前が20万円だったというふうに記憶をしております。17年から18年にかけて40万円が増額をされたということです。合併以前から増額についての要望はあったように聞いております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 江の川漁協への補助金というのは、迷惑料が中途からそういった実態が判明をして出るようになったかどうかというのは、私も定かではありませんが、よその漁協についても、町は水産業の振興ということで、そういった意味合いですと補助金という形で出ておったんじゃないかというふうに私は思っておりますが、確認をしていただきたいというふうに思います。それからもう1点、29年度の骨格予算で、職員の研修旅費が例年並みなのか、それとも増額をされているのか減額をされているのか、トータル。各課にまたがるかと思

ますが、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員の研修に関する旅費ですが、昨年よりは増えております。

○議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 最後になるかもわかりませんが、どういった理由の中身かというのが、各課にまたがると思うんですが、私が言いたいのは、特に、先ほどまちづくり基本条例が決まりました。第34条に、人材育成等で、第2項第3号に謳ってありますけども、能力向上のためのさまざまな機会の保障に努めなければならない。第3項では、町の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、あらゆる情報を収集し、政策形成能力の向上に努めなければならないというふうに決まったところでもあります。これまでも予算が厳しいというふうなことで、職員の長期出張はままならないというふうな時代もありました。今回も議会のほうで視察研修に行かせていただいて、極力たくさんの方の方に同行していただいて、一緒に研修をしましょうということでしたが、仕事の都合等もあったり、そういった研修の旅費も十分ではないというふうな意見も耳にしたりしました。全国のいろんな情報、インターネット等ですぐに情報を得るということはできますけども、やはり現地に行って、いろんな苦労話、あるいは失敗の話、生の声を聞くということが大変重要じゃないかというふうにも私もそういった視察研修に参加をさせて実感をしたところなんです。ぜひとも今後も、そういった新しい政策課題、長期総合計画に基づいたいろんな実施計画を組んでいく中で、先進的な事業を展開していくためにも、ぜひたくさんの方の職員に、そういった視察研修が必要じゃないだろうかというふうに思います。このたびは骨格予算ということで上げられてないということもあるかもわかりませんが、相当額の研修旅費を計上していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） このたび骨格予算ということでありますけれども、予算編成に当たって、まず、5%のシーリングということで、各課に事務費を掛けておりますけれども、この研修旅費、研修に係る費用というものについては、どんどん、どんどんというわけにはいかなかったんですけども、積極的に予算を付けたつもりでございます。それは政策的予算はないといいますが、協働のまちづくり、そして人づくりというのを来年度の重要な課題、取り組みとして上げている中で、研修の費用は、ぜひとも確保すべきだという町長の命令もございましたので、この旅費については、研修の費用について、人材育成に係る費用については、極力前年並み、もしくは増えるように確保しているものでございます。また、議員の視察等についての随行につきましても、前回ご指摘あった時点については、実は情報、各課にはいったんですが、私のところに情報が来るのが遅くて、何でこれ行かないのというふうに言ったら、もう直前だったとかいうようなこともあります。ですから、その点については、大変先進地を見るということについては重要なことですので、積極的に取り組むようにしてまいりたいと思っています。

○議長（藤堂修壮） 暫時休憩します。3時25分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 13分 休憩

午後 3時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 水産業振興対策事業ですので、農林課からお答えします。江の川漁協協同組合補助金60万円については、内水面漁業振興補助金として交付します。併せて八幡川漁業協同組合補助金についても同じでございます。この補助金は、学校の交流体験、河川環境整備、生物環境整備等に使われるものでございます。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 分かりました。もし迷惑料というふうなことになるれば、19節の補助金じゃなくて、22節の補償補填及び賠償金のほうで上げにやいけんということなんで、先ほどの答弁間違いだったということで、確認します。
- 議長（藤堂修壮） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第16号、北広島町一般会計骨格予算について反対討論を行います。この予算は、町長選挙を控えているため、経常経費と継続事業の予算がほとんどであります。しかし現在の町財政は、地方交付税の合併特例加算の段階的削減や例年行われてきた国の経済対策の予算がないため、大変厳しい財政状況であり、貯金を大きく切り崩さないと予算が組めないのが実情であります。そのため見直すべきものは、これまで以上に厳しく行わなければならないと考えるものであります。1つ目は、巨額の滞納がある住宅新築資金貸付金の回収について、いつも問題になりますが、答弁では、例年どおりの状況であり、十分な対策とは考えられません。2つ目は、マイナンバー関連予算であります。国の主導で行われていますが、住民にとっても行政にとってもメリットはほとんどないばかりか、今年度の確定申告時には記入しなくても受け付けることになっているにもかかわらず、マイナンバーの記入が求められるなど、逆に住民の負担は増えるばかりか、情報漏えいの心配、事務事業の負担増、そして際限なく予算をつぎ込むもので、直ちに中止すべきと考えるものです。3つ目は、解放団体補助金52万円です。同和問題だけを特別扱いするのではなく、障害者対策、男女平等などと同じように、必要なら一般行政で行えばよいわけで、これこそ不公平な行政であり、解放団体補助金には賛成できません。この議案は、全体として判断が求められるもので、賛成できる予算があったとしても、採決では反対せざるを得ないため、反対の立場をとるものであります。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（藤堂修壮） ほかに討論はありますか。9番、中村議員。
- 9番（中村勝義） 私は、平成29年度一般会計骨格予算について、賛成の立場から討論を行います。例年ですと、3月定例議会で平成29年度当初予算として提案されるものでありますが、今年度は、3月に町長、町議のダブル選挙が実施されるため、1カ月前倒しして骨格予算として提案され、新規事業としては、産地パワーアップ事業、園芸作物条件整備事業など、数件以外は、これまで取り組んできた主要重点事業の継続施策としての若者定住対策、ふるさと夢プロジェクト、元気づくり推進事業、農家民宿、スポーツ振興などの確実に成果が上がってきて

いる継続事業及び人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や行政運営上不可欠な経常経費について、その年間の必要最小限度の所得額を中心とした骨格予算を計上し、提案されております。本格的な新規事業、主要事業等加えた政策的な予算は、町長選終了後の肉づけ予算として6月に予定されております。提案されております平成29年度一般会計骨格予算は144億1000万円となっております。町税は、総額27億4509万円、対前年比5474万円の増、率にして2.0%の増収見込み、また、地方交付税は普通交付税、特別交付税で59億円、対前年比3億2228万円の減、率にして5%の減額となっております。厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果を発揮するため、経費資源の最適配分に取り組みられ、捻出された財源により、積極的な予算編成となっております。6月の肉づけ予算において一層の健全化に取り組みられ、町民の期待に最大限応えられますよう強く求めて賛成討論といたします。議員各位のご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（藤堂修壮） 起立多数です。従って、議案第16号、平成29年度北広島町一般会計骨格予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第17号 平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第17、議案第17号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第17号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第18、議案第18号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第18号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第19、議案第19号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第19号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第20、議案第20号、平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。要支援1・2の方の通所や訪問介護サービスを平成29年度から完全に地域支援事業に移行するように国が求めて、それを実行するようでありますが、町はこの間、希望する方は、これまでどおりサービスが受けられると答弁してきました。既に保険給付を受けている方や、新規や更新の際、希望しても受けられないような事例はあるかないか伺います。
- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 新規更新でのサービスで受けられない方はいらっしゃいません。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） ないということで安心をいたしました。国はもっと徹底してくることが予想されます。ぜひ、行政の仕事になるわけですから、総合事業として。ですから、希望すれば、新規も含めて介護同様のサービスが受けられるように、今後行うかどうか伺いたしたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 今後も引き続いて取り組んでまいります。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。9番、中村議員。
- 9番（中村勝義） 1点ほどお聞きいたします。22ページの認知症関係の事業ですが、ここで負担金補助金及び交付金ということで、6万円の予算計上してありますが、この認知症カフェ開設事業補助金というのは、説明の中では、28年度1カ所、実際に実施されとるということで、29年度、2カ所を予定しているという説明は受けましたが、これは2カ所はもう既にある程度形としてできているのか、改めて新設を推進をされるのであれば、せめて1地区1カ所

という形で考えるときには、3カ所の予定があってもいいんじゃないかと思うわけですが、2カ所にされた根拠、あるいは、これに対する取り組みの道筋等について説明を求めます。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症カフェ開設事業補助金でございます。新規に新しく2カ所を計画しております。なぜ2カ所かということですが、立ち上げた後、継続して、カフェが継続できる、そちらのほうに力を入れていくつもりでおりますので、来年度は2カ所を計画しております。今後は、町内各地域で1カ所以上、今後できれば、もっと広くできるところを目標に取り組んでいく予定でおります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 確認させてください。2カ所については、ある程度ルールが敷かれたような状態の中で結成できそうだという確信の中でやられておって、以後は、いろんな地域での改めた新しい組織をつくっていくというような考えのものの2カ所ということで理解していいんでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 改めて認知症カフェについて開設しませんかということを知らせていただいている事業でございます。今ここをお願いしようというところは、ありません。

○議長（藤堂修壮） 9番、中村議員。

○9番（中村勝義） その辺のところがあるので、改めて2カ所開拓といいますか、結成を呼びかけるのであれば、目標として、1地区1カ所ということになると、3カ所でよかったんじゃないかという、私の最初の質問の中身だったんですが、今の、一応取りあえず4地区の中でも、29年度は2カ所にして、あと1カ所は、また別のときにやるよという考えであれば、それも仕方ないのかなと思いますが、基本的に新しい事業を起こす場合は、4地区あるということになると、ある程度は、出発点は4地区平等な組織、あるいは活動を求めていくという姿勢が必要ではないかという気持ちの中で発言させていただきました。回答があればお願いします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 来年度は2カ所でございますが、今議員おっしゃるように、全町域で、各地域でできるように今後研究してまいります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第20号、平成29年度北広島町介護保険特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第21、議案第21号、平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。こ

れをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第21号、平成29年度北広島町電気事業特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第22号 平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第22、議案第22号、平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第22号、平成29年度北広島町芸北財産区特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 議案第23号 平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第23、議案第23号、平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、真倉議員。

- 1番（真倉和之） 1番、真倉です。昨年来、豊平病院の問題が表へ出だしまして、私も芸北診療所の調整はどうなっているかということ、26年度から全部調べてみました。毎年、26年度が5844万1000円の繰り出しでありましたが、だんだんだんだん増えてきております。特に29年度、今年はいろんな機材を購入されるということの中で、八千五百何ぼまでなってきました。これを見たときに、大体、不採算地区の病院診療所でありますから、大体にいろんな資料見てみますと、9割は自分で稼ぎなさいと、1割は他会計から入るんですというのが大体の一般的な原則のようで、いろんな資料見てみますとありますが、ここを見てみますと、一般会計からの収益のうち71.9%が繰り入れで持っております。自立経営率というのは、私出したのが、自立経営率というんですが、28.1ぐらいになるんですね。ここを今からこのままでは、先ほど来財政問題が出ますが、どこに無理とむだとむらがあるのかということをよく点検されて、私はこのことについて反対しようとは思っておりませんが、こういうことについて、やはり小さいところから点検をしていくということが大事じゃないかと思えます。以上のこと、答弁できることがありましたら、答弁をいただきたいと思えます。

- 議長（藤堂修壮） 保健課長。

- 保健課長（福田さちえ） 保健課から答弁させていただきます。議員おっしゃるとおり、年々一般会計からの繰り入れが増えている現状がございます。1点、今年度29年度に関しましては、



医療機器の導入でございます。あわせて、総務費のほう、人件費のほうが看護師が平均年齢50歳を過ぎておりますので、そちらのほうの人件費のほうも増えてござるを得ない状況があります。しかし、芸北地域には唯一の診療所でございますので、地域の方の医療を守るというところで、診療所とも一緒に経費削減として、やはり材料費、薬品費の削減対策でありますとか、レセプトの点検強化でありますとか、施設整備費の計画的な整備についても今後診療所とあわせて保健課も取り組んでまいる予定でおります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第23号、平成29年度北広島町診療所特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第24、議案第24号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第24号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第25号 平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算

○議長（藤堂修壮） 日程第25、議案第25号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第25号、北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算の反対討論を行います。後期高齢者医療制度というものは、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど、保険料の値上げに直結する仕組みになっており、今でも高齢者から悲鳴が上がっている制度であり、今後も増え続ける75歳以上の高齢者をこの制度に繰り入れていくものであります。このような年齢で問答無用に区別し、際限なく上がり続ける保険料を少ない年金のお年寄りに重い負担となっているような最悪の制度であるため、私は一貫して制度の廃止を求めてきました。よって、この骨格予算に反対するものです。議員の皆さんの

ご理解をお願いします。

- 議長（藤堂修壮） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（藤堂修壮） 起立多数です。従って、議案第25号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第26号 平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第26、議案第26号、平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。計画では、主に浄水場の増設ですが、急速ろ過方式を採用していますが、緩速ろ過方式ではなぜいけないのか伺います。急速ろ過方式は、薬品を使って水をきれいにする方法で、処理能力が高いこと、比較的設置面積が狭くて済むこと、ろ過剤の砂の必要量が少ないこととあります。しかし緩速ろ過と比べ、管理が大変、凝固剤を購入するための費用が継続的に必要とされる。管理コストが高い、細菌を取り除くことができないと言われていています。そのため、大きな自治体の水処理システムの一部として典型的に使われ、複雑で高価なシステムであるため、小さな自治体には適さないとの論もあります。逆に、緩速ろ過方式は、ろ過に用いる砂の層の表面に住んでいる微生物の力を借りるので、維持費があまりかからない、長持ちする、複雑な機器を操作する必要がないとのこととあり、今この緩速ろ過方式は見直され、注目されています。浄水場の敷地面積が狭いためと思いますが、結果として、急速ろ過にしても近隣の田を借りることになったとのこととあります。そうであるなら、建設工事費と維持管理費の比較をすべきと考えますが、検討したかどうか、その結果を伺います。もう1点は、処理能力についてです。水を浄水する能力は、今回の増設工事で700m³増え、4000m³になるとのこととありますが、残す緩速ろ過池2池の能力及び急速ろ過器5基とした場合の本来の浄水能力は何m³なのか伺います。
- 議長（藤堂修壮） 上下水道課長。
- 上下水道課長（浅黄隆文） なぜ、急速ろ過方式にしたのかというご質問でございます。平成27年度壬生浄水場基本設計の際、新規水源江の川からの水源でございますけれども、緩速ろ過、急速ろ過、それからセラミック製の膜を使用したろ過方式、この3種類の方式を候補としまして、比較検討を行い、急速ろ過方式が最も適当であるということに決定をしております。まず、経済比較ですが、初期の建設費及び50年間の維持管理費と、50年間の設備更新費用を加えたトータルコストの比較を行ったところ、急速ろ過方式が一番安価となりました。緩速ろ過は広い面積を必要とし、用地取得を加えれば、この差はもっと大きくなります。また、緩速ろ過は、広い面積で地面を掘り下げる大規模な土木工事が必要となります。今ある井戸の近辺で、こういう大規模な土木工事を行いますと、今ある井戸の水源に悪影響を与えて、最悪井戸が枯れてしまうという心配もございます。河川の水でない自前の水源を極力残したいという思いがございます。水の水質や用地の関係から、壬生浄水場の新規取水に当たっては、急速ろ過方式

が適当であると結論付けております。緩速ろ過は、砂や小石の層を通過させ、微生物により浄化される自然に近い浄化方法で、水質も良好だというメリットがございます。既存の井戸水の浄化方式については、この緩速ろ過方式で行ってまいりたいと思っております。2問目でございます。能力については、急速ろ過器の1基当たりの1日当たり浄水能力は最大1300tです。これはマックスですので、通常運転では1000tでございます。既設井戸の水を緩速ろ過で1日当たり1500t、新規水源の川の水を急速ろ過で2500t、合計4000tの浄水を考えております。4基のうち1基については予備として考えております。運転する3基で2500tを賄ってまいりたいと思っております。従って、当面、予備1基を含めた4基整備を考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 了解いたしました。内容は比較検討されてると、能力も分かりました。それで、この工事は大体21億円かかる工事ですが、これだけの町のある意味お金ですね。これを町外に流れないように、地域経済を元気にするために、地域の業者が受けられるようにできないかということを伺いますが、土木工事と建設工事を合わせますと6億円ぐらいと聞いております。地元業者が受注できる可能性があるのかどうか、その点を伺います。それと、この予算には、県企業局の使用権の一部を譲渡してもらって予算が含まれており、万一、この予算が成立しなければ水の確保ができず、振り出しに戻ると今取っている2000tも取れなくなる可能性があるため、どうしても成立させなくてはやむを得ないとは思いますが、その場合でも過剰投資でなく、町民に過大な負担をかけることのないよう、今、3基プラスの1基で予備として、さらに、もう1基は土台ということで考えておられるようですが、急速ろ過池をもう1基、土台だけにするとか、その他のさまざまな見直し、入札は6月というふうにお伺いしておりますが、その実施設計の最中だと思っておりますが、その中で、この点を検討して、負担を少しでも軽くするような努力をされるかどうか伺います。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 地元業者の壬生浄水場増設工事への参入の機会があるかどうかという趣旨の質問だろうというふうに思います。今回の工事の種類としては、土木工事、建築工事、機械工事、電気工事の4種類でございます。発注方法については、建築後のメンテナンス、後々のサポートなども考慮し、また、地元業者が参入できる方法も重要な観点、視点として、現在検討中でございます。それから、現在まだ、議員おっしゃるとおり、実施設計の途中でございます。急速ろ過器の基数も含めて、過大整備にならないよう、今後設計会社と詰めてまいります。また、入札は6月を予定しております。それまでにはまだ時期がございますので、広島県の企業局、水道課の専門的、技術的アドバイスもいただきながら、事業費抑制に努めてまいります。以上です。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 壬生浄水場の改修につきましては、現在給水をしております4700人弱の水を安定的に確保、供給し、二度と断水事故等を起こさないために、どうしても早急に実施をしていかなければならない工事であります。今ありましたように、この工事につきましては、今、実施設計中であり、できるだけ安価にできるよう努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 大体了解できました。それで、町民の皆さんから、これだけの大仕事をするのに、また金額についても初めて知らされた。議員の我々もそうであります。今聞きますと、平成27年にこの方式が決まったということで、大枠の予算は、以前から23億という話もありましたけれども、ろ過方式とか、さまざまな検討をもう少し研究をしたいなと思っていただいております。ですから、今議会に突然出すんじゃなくて、こういう大事業については、もっと早く議会にも提示をしていただいて、説明をしていただきたかったと思うんですが、その点について最後に伺いたいと思いますが、この後に導水管の問題もあるわけです。ですから、ぜひそういう点は、改めてというか、説明を十分果たしていただきたいと思いますが、町長のご意見を伺います。
- 議長（藤堂修壮） 町長。
- 町長（箕野博司） ただいまお話をしたとおりでありますけれども、この今回の工事の部分につきましては、早急に対応していかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。次の部分については、まだまだじっくり検討しながら、協議もしながら進めたいというふうに思っております。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第26号、平成29年度北広島町水道事業会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第27号 平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算

- 議長（藤堂修壮） 日程第27、議案第27号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第27号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計骨格予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第28号 工事請負契約の締結について

- 議長（藤堂修壮） 日程第28、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 戸谷集会所の新築工事ではありますが、ようやく締結を結べるという状況

になりました。1点、地元負担についてはどういうふうになっておるのか、お伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 豊平支所からお答えします。町の事業ということで、地元負担はありません。

○議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 北広島町として、地域の集会所ということで地元負担はない。このことを今から始めるということは、将来、どの地域にも集会所というか、ある程度限定もあるかと思いますが、その辺もちゃんと決めていかないと、どの範囲の集会所を町が建てますよというところも決まっておるのかないのか分かりませんが、そういったところが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 財政課からご答弁を申し上げます。公共施設等の総合管理計画を策定したということで、議会のほうにもお伝えしております。財政状況厳しい中、現在の集会所を含めて、全ての施設について維持管理を行っていくことは非常に財政的にも厳しいということで、全体の計画としては30年で30%目標ということで掲げさせていただいております。それを踏まえて、各課の所管しております集会所をはじめ、その施設について個別の計画を現在策定中でございます。その素案ができましたら、町民の方の同意も得なければいけないと思われ、周知のほうもしていかなければならないという考えでおりますので、今のところ個別の集会所についても計画を立てている状況でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。工事名が（仮称）ということになっております。もう工事請負契約をするのに、まだずっと仮称ということで、契約終わると、契約期間中は、ずっと仮称になると思うんですが、この正式に名称が決まらない何か理由があるものなのか、あればお教えいただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 仮契約という状況がありましたので、こういう名前をつけさせていたしましたが、本契約においては、正式名で仮称を取っていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） ちょっと答弁が聞こえにくかったんですが、ここで議決をされるんですよ、仮称で。それを勝手に取るわけにはいかんと思いますが、どうなんでしょう。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） おっしゃるとおり、工事請負契約の議案でございますので、契約については、（仮称）戸谷集会所新築工事ということでさせていただきます。ただし、設置管理条例を置くことになってくることとなりますので、そのときには、この仮称を取るのか、何か違う形にするのかということで整理をさせていただくことになると思います。

○議長（藤堂修壮） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 正式な名前が仮称でなければいけないという理由をお聞きしたんですが、まだ答弁をいただけていないんですが。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 先ほど申しましたように、仮契約ということで、仮称というのをつけ

ました。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） このたびの戸谷の集会所ですけれども、老人集会所を廃止して、新たに基幹集会所を整備するというごさいます。そういう経緯がありますので、先ほど財政課長の答弁もあったんですけれども、その名称についても、地元等との調整があったということで、この名前のままで工事請負契約を出ささせていただいてます。ご指摘のとおり、仮称ではなくて、きちっとした工事名で出すべきであったのではないかと思いますけれども、この部分についてはご容赦いただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第28号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（藤堂修壮） 日程第29、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査の結果報告を求めます。文教厚生常任委員会、大林委員長。

○文教厚生常任委員長（大林正行） 平成29年2月10日、北広島町議会議長藤堂修壮様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。委員会審査報告。2月2日、本会議において本委員会へ付託されました次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第2号。件名、安全・安心の医療介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書。審査の結果は、採択でございます。採択の理由につきましては、看護師などの夜勤交代制労働者の労働環境の改善や医療関係従事者の大幅増員は、安全・安心の医療・介護の実現につながることから、採択といたしました。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 次に、産業建設常任委員会、宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成29年2月10日、北広島町議会議長藤堂修壮様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。2月2日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第1号。件名、平成29年度経営改善普及事業等補助金交付要望書。審査の結果は、採択です。採択の理由として、商工会の活発な事業活動は、地域経済・地域コミュニティの活性化につながるため、これを採択とするものです。議員各位のご賛同をよろしく願いします。

○議長（藤堂修壮） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 陳情審査

- 議長（藤堂修壯） 日程第30、陳情審査を行います。陳情第1号、平成29年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第1号、平成29年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壯） 異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 陳情審査

- 議長（藤堂修壯） 日程第31、陳情審査を行います。陳情第2号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第2号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書を採決します。本件について文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壯） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

- 議長（藤堂修壯） 日程第32、発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書案、厚生労働省は、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。また、改正医療法の規定、2014年改正、では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう、都道府県に求めている。しかし、医療・介護現場では、依然深刻な人手不足とな

っている。国においては、看護師など医療従事者の確保を進めていく必要がある。あわせて介護従事者の確保・定着などを促進し、住民本位の地域包括ケアの実現を図ることが切実に求められている。ついては、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働の改善と、大幅増員を図る対策を講じられるよう、次の事項について、国に要望するものである。記、1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。（1）1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。（2）夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。（3）介護施設などにおける一人夜勤を早期に解消すること。2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。3、患者、利用者の負担軽減を図ること。4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年2月10日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、広島県知事。

- 議長（藤堂修壮） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。16番、大林議員。
- 16番（大林正行） 発議第1号、平成29年2月10日、北広島町議会議長藤堂修壮様。提出者、北広島町議会議員大林正行、賛成者、北広島町議会議員久茂谷美保之、同真倉和之、同梅尾泰文、同伊藤久幸、同田村忠紘。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨につきましては、看護師など夜勤交代制労働者の労働環境を改善し、医療関係従事者を大幅増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現するため、国において対策を講じられるよう、意見書を提出するものでございます。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（藤堂修壮） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご議なしと認めます。従って、発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程を全部終了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。町長。
- 町長（箕野博司） 2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。2月2日の開会から本日まで9日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。平成29年度当初予算骨格予算に計上しました事業等を実行することはもとより、まちづくり基本条例、第2次長期総合計画に沿って、町民主役の明るく元気なまちづくり、協働のまちづくりを着実に進めてまいり所存でございます。3月には、議会の皆様、そして、私も大きな節目を迎えることとなります。皆様の一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（藤堂修壮） 定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。北広島町合併後3期目の最終議会となりました。議員各位におかれましては、終始熱心な調査、研究、そして深く熱い議論を行い、本町活性と住民福祉の向上に尽力され、大変ご苦労さまでございました。振り返ってみますと、この4年間にも数々の出来事に遭遇し、また、多くの課題や問題も発生してまいりました。その一つ一つを議題として、北広島町の進むべき方向や問題解決にけんけんがくがくの議論も重ねてまいりました。そこには、北広島町の将来と住民皆さんの幸せを願い、一歩でも前進するための話し合いであったと感じております。このことが、これからの北広島町発展に大きく寄与し、町民皆様のさらなる福祉向上につながることを願ってやみません。また、今期中に貴重な人材であった柿原議員を失う出来事もあり、残念でありました。改めて、柿原議員の功績に深く敬意と感謝の意を表します。社会情勢は、今後も予断を許さず、北広島町の歩みを決して休むことはできません。日本一住みやすいまちづくりを目指した取り組みが今後重要と考えます。むすびに、議員各位の今後のご活躍とご健勝をお祈りしますとともに、執行者皆さんのますますのご尽力により本町が発展しますこと、町民の皆様の健勝とご多幸を祈念して挨拶といたします。ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 32分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員